366.1
A24

0036354000

0036354-000

３６６．１－Ａ２４ウ

国民労務手帳制度の全貌

相島良策・著

三和書房

昭和１６

AGF

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年５月１５日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

366.1
A24

國民勞務手帳制度の全貌

366.1
A24

相島良策著

國民勞務手帳制度の全貌

三和書房刊

906
79

國民勞務手帳制度の全貌

目次

第一章　國民勞務手帳法制定の趣旨と本制度の概要
一　國民勞務手帳法制定の趣旨……（一）
二　國民勞務手帳法の概要……（三）
第二章　施行の時期と適用範圍
第一節　適用の時期……（八）
第二節　適用範圍（從業者）……（九）
一　從業者の意義……（九）
二　從業者たる積極的要件……（一〇）
（1）從業者たる者の年齡……（一二）
（2）一定の技術者または勞務者……（一二）
（3）一定の事業に使用せられる者……（一三）
三　消極的要件……（一三）

第三章　國民勞務手帳の交付とその申請
第一　國民勞務手帳の受有……（一五）
第二　國民勞務手帳の交付申請……（一六）
第三　交付申請の手續……（一六）
一　交付申請書の樣式……（一七）
二　寫眞の貼附……（一八）
三　證明書、戸籍抄本の添附……（一九）
四　國民職業能力申告手帳に對する寫眞の貼付……（二〇）
五　手帳の二重交付の禁止……（二一）
六　手帳の再交付……（二二）
七　寫眞の再貼附……（二四）
第四章　國民勞務手帳に依る就業の規制
第一　手帳の提出または提示……（二五）
一　手帳の提示のみで濟む場合……（二七）

二　從業者の使用、就業に當り手帳の提示を以て足るとせられた理由……（二八）
三　手帳の提出又は提示の除外例……（二九）
第二　手帳の保管と返還……（三一）
一　使用者に依る保管……（三一）
二　勞務手帳の閲覽……（三二）
三　勞務手帳の一時返付……（三三）
四　從業者に依る手帳の保管……（三五）
五　國民職業指導所長に依る保管……（三七）
第三　手帳の返還拒否（手帳の留置）……（三七）
一　使用者が手帳の返還を拒否し得る場合……（三七）
(1)　手帳留置權の消滅……（四一）
(2)　手帳の返還問題を繞る紛議……（四二）
(3)　從業者移動防止令との關係……（四二）
二　異議の申立と裁決……（四二）
(1)　異議申立の手續……（四二）

(2) 國民職業指導所長に對する異議の申立……（四六）
三 不服の申立と裁定……（四八）
(1) 不服の申立とその手續……（四九）
(2) 地方長官の裁定……（四九）
(3) 國民勞務手帳審査會……（四九）
第四 留置せられた國民勞務手帳の處置……（五〇）
一 手帳の留置報告……（五一）
二 留置手帳の國民職業指導所への提出……（五三）
三 保管期間經過後に於ける手帳の本人返還……（五三）
第五章 國民勞務手帳の內容と異動報告及記入
第一 國民勞務手帳の內容……（五六）
第二 國民勞務手帳に關する報告と記入……（五八）
一 使用者と從業者との共同報告……（五九）
二 使用者若は前歷從業者が單獨でする場合……（六四）
(1) 使用者の單獨報告……（六四）

(2) 前歷從業者の單獨異動報告……（六五）
三 報告に關する特例……（六七）
四 死亡報告……（六八）
五 施行令附則第三項の報告……（六八）
六 國民勞務手帳の記入……（七〇）
第六章 國民勞務手帳に代る證明書
一 證明書交付の理由……（七二）
二 證明書はどんな場合に交付されるか……（七四）
三 證明書の效力……（七五）
第七章 國・公共團體に對する適用……（七七）
第八章 國民勞務手帳法と國民職業能力申告令との關係
一 申告手帳と勞務手帳との關係……（七九）
二 申告手帳所持者が新に勞務手帳の交付を受けた場合はどうなるか……（八一）
三 勞務手帳法實施に伴ふ職業能力申告令の改正……（八一）

第九章　監督規定・罰則
第一節　監督規定……（八四）
一　勞務手帳の提出・返還命令……（八五）
二　國民勞務手帳類似名稱の禁止……（八七）
三　出頭・報告・臨檢・檢査……（八七）
第二節　罰則……（八八）
第十章　補遺
關係法規集
國民勞務手帳法……（九二）
國民勞務手帳法ノ施行期日ニ關スル件……（九八）
國民勞務手帳法施行令……（九九）
國民勞務手帳法施行規則……（一一三）
（別表）國民勞務手帳法第一條ノ技術者及勞務者ノ事業ニ關スル特例ノ件……（一二九）
國民勞務手帳審査會官制……（一二七）
國民職業能力申告令……（一六九）
國民職業能力申告令施行規則……（一七五）

國民勞務手帳法解說中の疑義解釋例

（註1）施行規則第一條「帝國臣民ニ非ザル者」の解釋……（八一）
（註2）施行規則第一條「試ニ使用セラルル者」及「勞務供給契約ニ基キ使用セラルル者」の解釋……（八二）
（註3）本法の適用を除外される工場、事業場……（八四）
（註4）國民勞務手帳交付申請書の記入方法……（八七）
（註5）勞務手帳提出の除外例（徴用者の場合）……（九五）
（註6）自己都合に依る退職及無屆缺勤の解釋……（一九八）
（註7）國民登錄の適用を受ける者の措置……（二〇三）

（附　錄）

別表1　國民勞務手帳關係事務一覽表
別表2　國民勞務手帳交付申請書記載例

第一章　國民勞務手帳法制定の趣旨と本制度の概要

一　國民勞務手帳法制定の趣旨

昭和六年の經濟界不況當時、失業者が巷に氾濫して重大な社會問題を形成してゐたことは未だ吾人の記憶に新たなところであるが、この勞働力供給過剰の情勢は、滿洲事變を機として漸次解消し、今次支那事變に際會するに至つて一變し、勞働力の供給不足を招來するといふ逆現象を呈することゝなつた。今日、いたるところに叫ばれてゐる人不足、求人難の聲がそれである。

しかしながら、勞働力需給の情勢如何にかゝわらず、事變遂行の途上にあるわが國においては、萬難を排しても軍需生産を確保し、生産力擴充計畫を完成して、速かに高度國防國家の建設に邁進しなければならぬ情勢におかれてゐる。すなはち、勞務の

適正なる配置が、重要な課題として採りあげられねばならぬ所以である。

では、勞務の適正配置とは何か、これを一言にして言へば、一國の有する勞働力を、もつとも有效に使用するための、合理的な配分といふことになるであらう。

而して、その合理的な配分——適正配置を所期するためには、勞務の配置狀況が、政府において、常に明確に知悉されてゐなければならぬし、また徒らなる勞働力の移動を、その徒費を惜むといふ意味から、嚴重に規制しなければならぬのである。

國民勞務手帳法は、この目的を達するために制定せられたものであつて、昭和十六年三月七日法律第四十八號を以て公布せられたのであるが、如上の外、なほ賃金統制その他の勞務統制の實施や、勞務管理に資するなどの廣汎な意義を持つものであることを銘記すべきである。

以下逐次その內容の詳細について說明するのであるが、それに先つて、本制度の輪廓を概觀しておくことは、讀者の理解に資するところが多いと思はれるので、先づその大略を鳥瞰することゝする。

一　國民勞務手帳法の概要

(一)　國民勞務手帳法の適用範圍

國民勞務手帳法に依つて就業を規制される者は「從業者」と呼稱せられることになつてゐるが、その所謂從業者とは、年齡十四年以上六十年未滿の者で、別に定められた技術者または勞務者として、工業、鑛業、土木建築業、交通運輸業、貨物取扱業、通信事業等に使用せられる者をいふのである。そしてこれらの者は凡て國民勞務手帳を受有しなければならぬことゝなつてゐる。

(二)　國民勞務手帳の發行とその記載事項

(1)　手帳の發行・交付

國民勞務手帳は、政府がこれを發行するのであつて、所謂從業者にならうとする者は、國民職業指導所長に申請して、その交付を受けなければならぬのである。

(2)　手帳に記載される事項

國民勞務手帳には、氏名、年齢、本籍、住所、就業の場所、職業、經歴、技能程度、學歴、兵役關係、賃金給料等を記載されることになつてゐるのであるが、これらの記載事項に異動が生じたときには、これを手帳に記載して、使用者と從業者は、國民職業指導所長に報告せねばならぬのである。

なほこの手帳に、右に定められた事項以外の事項を記入することは、法の禁止するところとなつてゐる。

(三) 國民勞務手帳に依る使用、就業の規制

(1) 就業の規制

從業者は國民勞務手帳を提出しなければ、國民勞務手帳法の適用される事業には使用せられることができない。

(2) 使用の規制

國民勞務手帳法の適用事業を經營する使用者は、國民勞務手帳を提出した者でなければ、これを從業者として使用することを得ない。

(四) 國民勞務手帳の保管とその返還

使用者は、從業者の提出した國民勞務手帳を、從業者を使用する期間中保管する。

そして、その從業者を使用しなくなつたときには、速かにその保管する國民勞務手帳を從業者に返還せねばならないのである。しかし、この場合、厚生大臣の特に指定する事業については、從業者が自己の都合に依つて退職したときなど一定の場合に限り使用者は一定の期間、從業者に國民勞務手帳を返還することを拒み得るのである。

(五) 手帳返還についての異議の申立とその裁定

使用者が手帳の返還を拒んだことについて從業者に異議があるときには、その從業者は國民職業指導所長にその旨を申立てるのであるが、この申立てに依つて、國民職業指導所長はその當、不當を裁定し、もし返還すべきものと認めたときには、使用者に對して、手帳を返還するやう命じるのである。

ところが、國民職業指導所長の右の裁定や返還命令に不服のある者があれば、これを地方長官に申立てる途も開かれてゐるのであつて、この申立てがあつた場合は、地

方長官は、國民勞務手帳審査會に諮問して、手帳を返還すべきかどうかを裁定するのであるが、もし返還すべきものと裁定したときには、使用者に對して手帳の返還を命じるのである。

(六) 行政官廳の命令に依る手帳の提出または返納

行政官廳において必要ありと認めた場合には、使用者や從業者に對して國民勞務手帳の提出を命じたり、また從業者に對して手帳の返納を命じ得るのである。

(七) 國民勞務手帳に代る證明書

國民職業指導所長は、必要ありと認めた場合には、國民勞務手帳に代る證明書を、從業者に交付することができるのであつて、この證明書は、國民勞務手帳と全く同一の效力を有するものである。しかしながら、この證明書には、かならず一定の有效期間が限定せられるのである。

(八) 國、道府縣市町村等に對する適用

國民勞務手帳法は、罰則を除く外は、凡てこれを國、道府縣、市町村、その他これに準ずべきものに適用されるのであるが、たゞ國の事業については、本法の適用に關して、勅令を以て別段の規定がなされてゐる。

(九) 國民登錄との關係

國民職業能力申告令の要申告者で、しかも本法の適用を受けるといふものについては、國民職業能力申告令にもとづいて交付を受けた職業能力申告手帳が、國民勞務手帳法に依る國民勞務手帳と看做されるのである。

第二章　施行の時期と適用範圍

第一節　施行の時期

國民勞務手帳法は何時から實施されるか、これについて國民勞務手帳法の附則は「本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム」ることゝしてゐる。從つて施行期日は勅令に依つて定められるわけであるが、その勅令は昭和十六年六月十四日勅令第七百三號であつて、之によれば昭和十六年十月一日から施行され、たゞ國民勞務手帳法第二條の規定を實施するために必要な範圍内においてだけは、それに先立つ七月二十一日からこれを實施することゝせられてゐる。

ところで右の手帳法第二條といふのは「從業者ハ國民勞務手帳ヲ受有スルコトヲ要ス」「國民勞務手帳ハ政府之ヲ發行ス」といふ規定等である。從つてこの附則の意味するところは、つまり、政府は七月二十一日から手帳の發行を開始するから、當時所謂

從業者に當る者や或は從業者として就職しやうとする者は、總て十月一日までの間に手帳の交付を受けて置く、そして手帳の行き渡つた十月一日から、國民勞務手帳法が全面的に發動するといふ段取りになるのである。

であるから、七月一日以後九月末日までの間に、所謂從業者たる者は、一人洩れなくこの國民勞務手帳の交付を受けておかなければならないのである。

第二節　適用範圍（從業者）

第一　從業者の意義

「從業者」といふ語は、一般通俗的に用ひられてゐるしまた法律用語としても使用されてゐる。その手近い例が、この手帳法と密接不可分の關係にある從業者移動防止令である。そして、國民勞務手帳法の適用を受ける者もまた從業者と稱されることになつてゐるのである。

そこでわれ〳〵は、手帳法に所謂從業者とは、如何なる者を指して謂ふか、といふ

ことを先づ解明する必要があるのであるが、これについて手帳法第一條は「本法ニ於テ從業者ト稱スルハ年齡十四年以上六十年未滿ノ者ニシテ命令ヲ以テ定ムル技術者又ハ勞務者トシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ使用セラルルモノヲ謂フ」と規定してゐる。

すなはち、國民勞務手帳法に謂ふ從業者とは、年齡、職務關係、使用せられる事業の三者について、それ〴〵右の第一條の規定する基準に該當する者でなければならぬのである。

而して、かりに右に謂ふ基準に該當してゐる者であつても、ある種の者については從業者とせられない場合もあるのであるが、以下これらについていま少しく詳說して、「從業者」の觀念を明かにしやう。

第二　從業者たる積極的要件

手帳法の所謂從業者であるための積極的要件としては、年齡、職務關係、使用せられる事業の三者が數へられるのである。

一　從業者たる年齡

從業者として手帳法の規制を受ける者は、年齡十四年以上六十年未滿の者である。從つて十四年以下の者や六十年以上の者は、これから述べる諸要件を備へてゐるとしても、手帳法に關するかぎり、所謂從業者とはならない。

この年齡の範圍が、十四年以上六十年未滿とせられてゐるのは、從業者移動防止令に對應するものであつて、この手帳法が從業者移動防止令と相俟つて從業者の移動防止を計らうとする意圖の一端を表はしてゐるものと想像されるのである。

二　一定の技術者または勞務者

手帳法に所謂從業者は、一定の技術者かまたは一定の勞務者でなければならぬのであつて、それ以外の技術者や勞務者は、手帳法では從業者とはせられない。

ではいかなる技術者、勞務者が手帳法の從業者に該當するかといふと、國民勞務手帳法（以下手帳法ト稱ス）第一條ノ技術者及勞務者ハ別表ニ掲グルモノトス」と規定してゐるのであつて、この別表に

揭げられた一九種の技術者と二一〇種の勞務者とが從業者とせられてゐるわけである。

三　一定の事業に使用せられる者

手帳法の適用せられる事業は、

(一) 鑛業、砂鑛業、石切業その他鑛物採取の事業
(二) 物の製造加工、淨洗、選別、包裝、修理または解體の事業（電氣、瓦斯または各種動力の發生、變更または傳導をなす事業及び水道の事業を含む）
(三) 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、變更、破壞またはその準備の事業
(四) 道路、鐵道、軌道、索道、船舶または航空機による旅客または貨物の運送の事業
(五) 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場または倉庫における貨物の取扱の事業
(六) 通信事業
(七) その他命令を以て定むる事業

これだけの事業が手帳法第一條に列擧されてゐる。すなはち、これらの事業に使用される者だけが從業者とせられるのであつて、右以外の事業に使用される者は手帳法

關係の從業者ではないのである。

なほ(七)の、その他命令を以て定むる事業については、目下のところ命令で定められた事業はないから、結局(一)から(六)までの事業が、手帳法の適用事業といふことになつてゐるのである。

第三　消極的要件

第二の從業者たる積極的要件で述べた各要件を具備した者が、從業者として手帳法の對象者となるのであるが、これには例外があるのであつて、このことは施行規則第一條第二項に「別表ニ掲グル技術者及勞務者ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ除ク」と規定して次のやうに列擧してゐるのである。

(一) 帝國臣民に非ざる者(註一)
(二) 女子
(三) 工場法施行令第一條各號の一の事業を營む工場にして、工場法の適用なきものに使用せらるる者

(四) 三十日以内の期間を定めて使用せらるる者
(五) 使用期間の定めなく勞務供給契約に基きまたは試に使用せらるる者(註2)
(六) 日日雇入れ使用せらるる者
(七) 臨時に土木、建築作業に從事する者にしてこれを業とせざる者

すなはち、この(一)から(七)までの一つに該當する者は、たとへ積極的要件のすべてを具備してゐる者であつても、手帳法の從業者とはならないのである。しかしながら、右のうち(四)から(六)までの一つに當る者は三十日を超えて引きつづき使用せられることになつた場合には、そのときから從業者として手帳法の對象者となることはいふまでもない。

なほ(三)の工場法施行令第一條各號の一の事業を營む工場にして、工場法の適用なきもの……といふのは、寒天の製造とか造花、元結、水引の製造とか、主として家內工業的な事業を行ふ工場等である。(註3)

第三章・國民勞務手帳の交付とその申請

第一 國民勞務手帳の受有

前章第二節に述べた從業者は、かならず國民勞務手帳を受有する義務がある(手帳法第二條第一項)。「受有」といふのは、讀んで字の如く、交付を受けてこれを有することである。

では從業者は、誰から國民勞務手帳の交付を受けるのか。これについては手帳法第二條第二項に「國民勞務手帳ハ政府之ヲ發行ス」とだけあつて、別に誰が交付するとは規定してない。しかしこれは、同條第三項「本法ニ定ムルモノノ外國民勞務手帳ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」に依り、命令に讓られてゐるから法律には別に規定がないのであつて、施行令第一條にこのことをはつきりきめてゐるのである。次にその交付に關する命令について檢討しやう。

第二　國民勞務手帳の交付申請

國民勞務手帳法施行令第一條に依れば「從業者タラントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ就業スベキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ」と規定せられてゐる。

たとへば大阪市内の某工場に職工として雇はれたいと思ふときには、まづ大阪國民職業指導所長に國民勞務手帳の交付を申請しなければならぬといふわけである。

ではその交付申請の手續はどうか？

第三　交付申請の手續

國民勞務手帳法施行規則第三條は、交付申請の手續きについて次のやうに規定してゐる。

「**第三條**　國民勞務手帳法施行令（以下令ト稱ス）第一條、（中略）ノ申請ハ樣式第二號ニ依リ之ヲ

爲スベシ

前項ノ申請書ニハ最近一年以內ニ撮影シタル寫眞（名刺判、正面半身、脫帽、臺紙ナキモノ）ヲ添附スベシ

國民職業指導所長特ニ必要アリト認ムルトキハ第一項ノ申請書ニ手帳法第十五條ニ規定スル證明書又ハ戶籍ノ抄本ノ添附ヲ求ムルコトヲ得

國民職業能力申告令ニ基ク職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケタル者從業者タラントスルトキハ第二項ニ規定スル寫眞ヲ其ノ就業スベキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ提出シ當該國民職業能力申告手帳ニ其ノ貼附ヲ受クベシ」

以下右規定の各項に渉つて、順次說明を加へやう。

一　交付申請書の樣式

まづ手帳の交付申請の書式であるが、これには一定の樣式が定まつてゐる。すなはち、樣式第二號の「國民勞務手帳交付申請書」がそれである。

この申請書を前述の國民職業指導所長に提出すれば、特別の支障がないかぎり、大體において卽日國民勞務手帳が交付されるはずであるが、この申請書の用紙は各國民

職業指導所に準備されてゐるから、これを貰つて記入すればよいのである。(註4)

なほこの規定について特に注意しなければならぬのは、昭和十六年九月三十日迄に所謂從業者になつた——つまり九月三十日にはすでに手帳法所定の事業に使用せられてゐる——者で引き續いて十月一日以後もそこに勤續しやうとする者も、勿論國民勞務手帳の交付を申請しなければならぬのであるが、この場合は特に使用者（もし使用者が二人以上あるときはそのうちの主な使用者）を經由して、國民職業指導所長に交付申請をすべしと規定せられてゐることである。（施行令附則第二項）

二　寫眞の添附

次にこの國民勞務手帳の交付申請書には、最近一年以內に撮影した名刺判、正面半身、脫帽の臺紙のない寫眞を添付しなければならぬことになつてゐる（規則第三條第二項）のであるが、昭和十六年九月三十日迄に手帳の交付を申請するのならばかならずしもこの寫眞の添附を要しない（規則附則第二項本文）。しかしこの場合には、昭和十八年九月三十日までの適當な機會に、その就業地を管轄する國民職業指導所長に所定の寫眞を提出して、國民勞務手帳にその寫眞を貼付して貰はねばならぬのである（規則附則第二項但書）。

是は思ふに、國民勞務手帳法の實施と同時に、數百萬の從業者の寫眞撮影が一時になされなければならぬといふことは、非常に困難な事實と認められたから、寫眞の添付に二年間の猶豫期間が設けられたものであらう。

三　證明書・戶籍抄本の添附

手帳の交付申請にあたつては、普通は前に述べたやうに、申請書に寫眞を添付するだけで足りるのであるが、國民職業指導所長が特に必要があると認めた場合——例へば交付を申請する者が僞名してゐるとかその他疑はしい節があるといつたやうな場合——には、右の外になほ手帳法第十五條に規定する證明書または戶籍抄本を添付すべきことを申請人に要求し得ることになつてゐる（施行規則第三條第三項）から、この要求があれば、前記の證明書または戶籍抄本をも添付しなければならぬことになるのである。

そしてこの證明書または戶籍抄本については、手帳法第十五條に規定するところが

あるのであつて「從業者、從業者タラントスル者又ハ使用者ハ國民勞務手帳ニ關シ必要アルトキハ從業者又ハ從業者タラントスル者ノ戸籍ニ關シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得」また「從業者ハ國民勞務手帳ニ記載セラレタル事項ニ關シ使用者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得」と、その何れの場合においても無償で證明を求めることができるやうになつてゐるのである。

四　國民職業能力申告手帳に對する寫眞の貼附

國民職業能力申告令にもとづく職業能力申告手帳――所謂「登錄手帳」が、國民勞務手帳と看做されることについては後に詳しく說明するが、すでにこの職業能力申告令に基く職業能力申告手帳の交付を受けてゐる者が「從業者タラントスルトキハ第二項ニ規定スル寫眞ヲ其ノ就業スベキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ提出シ當該職業能力申告手帳ニ其ノ貼附ヲ受」けなければならぬのである（施行規則第三條第四項）。

すなはち、國民勞務手帳と看做され而も同樣の機能をもつことになる登錄手帳に、寫眞の添付がなければ片手落ちになるといふ趣旨でこの規定が設けられてゐるのである。例へば國民勞務手帳の交付の開始される昭和十六年七月二十一日に、某鐵工所に鍛工として就業してゐる者は、その日から手帳法の「從業者」になるわけであるから、引き續いてそのままそこで働く意思であれば、それが「從業者タラントスルトキ」に當るのであつて、この場合にはその工場所在地を管轄する國民職業指導所長に寫眞を提出して、すでに交付を受けてゐる職業能力申告手帳にこれを貼附して貰はねばならないしかしながら、この場合にも前項「寫眞の貼附」で說明したと同樣、昭和十六年九月三十日までに從業者にならうとする者については、昭和十八年九月三十日までは貼附を猶豫する旨の規定が設けられてゐるのである（規則附則第三項）。

五　手帳の二重交付の禁止

以上述べた手續に依り一度國民勞務手帳の交付を受けた者は、その手帳を毀損したとか、亡失したとか、餘白がなくなつたとか、その他命令で定められた場合とかでなければ再び手帳の交付を受けることはできないことになつてゐる（法第十一條）。そして、この法第十一條の規定に違反して、二重に國民勞務手帳の交付を受けた者は、法

第十七條第一號に依つて一年以下の懲役または千圓以下の罰金に處せられることとなつてゐるのである。

これは、もし一人が一度手帳の交付を受けてゐながら重ねてまたその交付を受けるといふやうな事態が相當多數でてくると、この手帳に依る就業の規制――これについては次章に述べる――といふ、本法の主要目的とするところが破壞せられることとなるので、嚴罰をもつてのぞまれたわけである。

なほこの罰則の外、全國で發行せられた國民勞務手帳の戸籍臺本ともいふべきものが國民勞務手帳中央管理所に設けられて、手帳の二重交付を受けた場合にはすぐ發見される仕組みによつてこれの取締りを嚴重にされることになつてゐるから、國民として、かかる反國策的な行爲は嚴につつしまねばならぬところである。

六　手帳の再交付

手帳を二重に交付を受けることが禁ぜられてゐることについては前段に述べたが、それとは異つて手帳を毀損、亡失した場合とか、手帳が記入事項で一杯になつて餘白がなくなつたといふ樣な場合は、手帳法第十一條但書の規定によつて手帳の再交付を受けることができることとせられてゐる。

そしてこの手帳の再交付申請手續は、その就業地――職業に就いてゐない場合ならば居住地――を管轄する國民職業指導所長に申請するのである（施行令第二十四條第一項）が、再交付を受けやうとする者が手帳法の從業者であるならば、この申請はその者の使用者を經由してしなければならぬことになつてゐる（同條第二項）。

そしてこの手帳再交付申請書の書式は、樣式第七號の「國民勞務手帳再交付申請書」に依らねばならぬ（規則第十條第一項）が、申請書の外に寫眞を添附せねばならぬこと、また場合によつては戸籍抄本や證明書が要求せられることは前述した交付申請の場合と同樣である（同條第三項）。

なほ、國民勞務手帳を毀損したために、または餘白がなくなつたためにその再交付を申請するといふのならば、右に述べた申請書に毀損した手帳、餘白のなくなつた手帳を添附しなければならぬことはいふ迄もないところである（同條第二項）。

ところで、手帳を亡失したためにその再交付を受けたが、その後元の手帳を發見したといふやうな場合には、すぐさま元の手帳を、再交付を受けた國民職業指導所長に返納しなければならぬことになつてゐるのである(同條第四項)。

七　寫眞の再貼附

交付を受けた手帳には寫眞が貼附されてゐるわけだが、貼附した寫眞を亡失したり、毀損したとき、その他その寫眞によつては本人であることが認め難くなつたときは、寫眞の再貼附を受けなければならない。再貼附は、從業者であればその就業地を管轄する國民職業指導所長に、從業者でない者——現在職に就いてゐないかまたは手帳法の適用外の事業に就職してゐる者——ならば、その者の居住地を管轄する國民職業指導所長に申出て手續をするのである(規則第十一條)。なほ從業者がこの寫眞の再貼附を受けやうとする場合には使用者は從業者に手帳を一時返付しなければならぬことせられてゐる(規則第四條)以上は直接手帳の交付申請とは關係のない事項ではあるがことの便宜に從つてここで述べたのである。

第四章　國民勞務手帳に依る就業の規制

第一章で述べたやうに、國民勞務手帳法の制定せられた中心目的は、勞務の配置狀況を明かにすることと從業者の移動を防止することにあつた。そしてこの目的を達するためには、常に國民勞務手帳の所在と、從業者の所在とは個所を同じくせねばならない。

國民勞務手帳法第三條乃至第七條は、この目的のために設けられた規定であつて、いはばこの法律の眼目とも稱すべきものである。

第一　手帳の提出または提示

國民勞務手帳法第三條第一項は「何人ト雖モ國民勞務手帳ヲ使用者ニ提出スルニ非ザレバ從業者トシテ使用セラルルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ之ヲ提示スルヲ以テ足ル」と規定してゐる。

すなはち、従業者として使用される場合には、必ず國民勞務手帳を使用者に提出せねばならぬ、といふのである。

「従業者」として使用せらるるを得ずといふのであるから、従業者（この法律で謂ふ従業者の意義については第三章第二節で説明した）以外の、例へば事務員として使用せられるときには、この手帳を提出する必要はない。

また「使用セラルルヲ得ズ」といふのであるから、たとへ雇傭關係のない使用であつてもやはり、この手帳の提出がないかぎり不可である。例へば雇傭關係のない、親分子分の關係の下に子分が従業者として使用せられるといふやうな場合がこれに當るのである。

そしてまた手帳法第三條第二項は、このことを使用者の側からも規定して「何人トヲ雖モ前項ノ提示ヲ爲サザル者ヲ従業者トシテ使用スルコトヲ得ズ」とし、裏と表の兩面から國民勞務手帳の提出を、使用、就業の要件としてゐるのである。

なほこの規定によつて提出する手帳には、初めて従業者として就業するのならば格別、そうでなくて従前の使用者があつた場合は、その従前の使用者が當該従業者を使用しなくなつた旨の記載——これを具體的にいふと、解用の旨の記載があることを要すとせられてゐる（施行令第五條前段）。因に使用者が従業者を使用しなくなつたときは、施行令第十五條によつてかならずその旨を手帳に記載しなければならぬことになつてゐるのである。

このやうに、手帳を提出しなければ従業者として使用せられることができず、使用者は手帳を提出した者でなければ使用してはいけないことになつてゐるのであるが、一定の場合にはこの提出がなくとも、手帳の提示がありさへすればよいことになつてゐる。手帳法第三條但書「但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ之ヲ提示スルヲ以テ足ル」といふのがこれであつて、これにもとずく命令は施行令第三條と第四條とである。

（一）手帳の提示のみて濟む場合

まづ施行令第四條であるが、これによると従業者が現在甲に使用せられてゐながらその甲の同意の下に、同時に乙に使用せられる場合には、第二の使用者乙には手帳を

提示するだけでよいといふのである。一例をあげていふと、晝間は甲に使用せられてゐる從業者Aが、夜間だけ乙に使用せられるといふときがこれに當るのであつて、手帳は後に述べるやうに使用者が從業者を使用する期間中保管することになつて居り同時に二人の使用者がある場合には一冊の手帳を双方の使用者に提出することはできぬから、後の使用者には提示するだけでよいとせられたものである。

(二) 從業者の使用、就業にあたり手帳の提示を以て足るとせられた理由

右の通りであるから手帳の提示によつて第二の使用者に使用せられることになつたときには、從業者はその手帳を再び第一の使用者に提出しなければならぬことは勿論である。

そしてこの提示される手帳には、提出される手帳に使用しなくなつた旨の記載が必要とせられると同じやうに、この場合は同時に他の使用者に從業者として使用せられても異議がないといふ記載があることが必要とせられてゐる。この記載は、第一の使用者が從業者に對して他の使用者に使用せられることを承認したときには、施行令第七條第五項によつて必ず手帳にその旨記載せねばならぬこととなつてゐるのである。

以上述べた國民勞務手帳の提出または提示なくして、從業者として使用せられ、または使用した者は、手帳法第十七條に依つて一年以下の懲役または千圓以下の罰金に處せられる。

(三) 勞務手帳の提出又は提示の除外例

手帳法による從業者の使用、就業についての一般原則は右の通りであるが、この手帳の提出または提示を要すると云ふ一般原則については例外があるのであつて、これについて手帳法第三條第三項は、「前二項ノ規定ハ官吏及待遇官吏竝ニ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ之ヲ適用セズ」と規定してゐる。

こゝに「命令ヲ以テ定ムル者」といふのは、施行令第四條に定められた者をいふのであつて、その條文を掲げると

「**第四條** 手帳法第三條第一項及第二項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

一 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレ使用セラルル者

二　其ノ他命令ヲ以テ定ムル者」

といふことになつてゐる。右の内第二號のその他命令を以て定むる者は現在のところ何等定められたものはないのであるから、結局手帳法第三條第三項の官吏、待遇官吏と、この施行令の國家總動員法第四條の規定に依り徴用せられ使用せらるゝ者（國民徴用令の被徴用者等）だけが、手帳法の使用、就業に關する原則の例外をなすものといふことになり、それらの者が從業者として使用し、それらの者を從業者として使用されやうとする場合には、手帳の提出や提示は必要がないのである。

しかしながら、このやうに例外に屬するとせられてゐる從業者であつても、手帳法第二條の「從業者ハ國民勞務手帳ヲ受有スルコトヲ要ス」といふ規定まで適用がなくなるわけではないのであるから、官吏や待遇官吏に任命せられ、また徴用せられた結果從業者になつたときには、やはり手帳を使用者に提出しなければならない。これについて、施行令第六條は「從業者ニシテ官吏若ハ待遇官吏タルモノ又ハ第四條各號ノ一ニ該當スルモノハ遲滯ナク國民勞務手帳ヲ使用者（同條第一號ニ該當スル者ニ在リテハ徴用ニ依ル使用者ニ提出スベシ」と定めてゐるが、要するに、官吏、待遇官吏、國民徴用令等總動員法第四條の規定にもとづく被徴用者については、手帳の提出を使用、就業の要件とはしないが、使用、就業の結果從業者になつたとすれば、やはり手帳を使用者に提出せねばならぬといふのである。（註5）

第二　手帳の保管と返還

誰人であらうと、從業者として使用せられやうとする場合には、一部例外の場合を除いて、國民勞務手帳を使用者に提出しなければならぬ、といふことについては前段でこれを說明した。

（一）　使用者に依る保管

ところで、その提出された手帳はどうなるのかといふと、法第四條第一項によつて「使用者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ提出シタル國民勞務手帳ヲ其ノ者ヲ使用スル期間中保管スベシ」とせられてゐる。すなはち、手帳の提出を受けて從業者を使用す

ることになつたときは、使用者は其従業者を使用する期間中「命令ノ定ムル所ニ依リ」手帳を保管する義務があるのである。右の命令の定めるところについては後に述べる。

斯うして使用者の保管に屬してゐる手帳は、法第五條本文の規定に依つて「使用者従業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還」しなければならないのである。「使用セザルニ至リタルトキ」といふのは、例へば雇傭契約にもとづく使用關係の場合ならば雇傭契約が解除されたときであり、勞務供給契約にもとづく使用の場合であるならば、供給契約を解除したときである。

ところがもし使用者が自己の保管してゐる手帳を本人に返還しやうとしても返還し得ないやうな場合があつたとすればどうなるか。施行令第十一條に依れば「使用者ハ従業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スルコト能ハザルトキハ事由ヲ具シ従業者タリシ者ノ従前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ」とせられてゐる。

(二) 勞務手帳の閲覧

なほ以上の外、手帳保管の一態様として、使用中の従業者から請求があつたときには、使用者はいつでもその保管に係る國民勞務手帳を、その従業者に閲覧させなければならぬことになつてゐる（法第四條第二項）。このことを逆にいふと、従業者は何時でも、使用者に依つて保管されてゐるところの、自己の手帳を閲覧することができるといふことになる。

そして使用者が、この保管、返還、閲覧の義務に違反した場合、すなはち、保管しなかつたり、返還しなかつたり、閲覧させなかつたりした場合には、返還義務違反に對しては一年以下の懲役または千圓以下の罰金（法第十七條第一號）、保管義務違反と閲覧義務違反の二者に對してはおの〳〵五百圓以下の罰金または拘留若は科料の罰則が適用されることになつてゐるのである（法第十八條第一號）。

(三) 勞務手帳の一時返付

さて使用者の手帳の保管は「命令ノ定ムル所ニ依リ」なされねばならぬこと先に述べた通りであるが、その命令の規定するところに依れば、施行令第七條第一項は「使

用者ハ第二項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ一時返付スル場合ヲ除クノ外其ノ者ヲ使用スル期間中國民勞務手帳ヲ保管スベシ」とし、また同條第二項は「使用者從業者ヲ使用スル期間中ニ於テ從業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ國民勞務手帳ヲ其ノ者ニ一時返付スベシ」と規定して、次の三つを列擧してゐる。

一　國家總動員法第四條の規定に基き徴用せられたるとき

二　使用者の同意を得て同時に他の使用者に從業者として使用せられんとするとき

三　その他命令を以て定むるとき

すなはち、これらの場合においては、使用者としては從業者を使用中ではあるが（國民徴用令にもとづく被徴用者は普通雇傭關係を繼續してゐる）、手帳を一時返付せねばならぬことになるのである。しかしながら、この一時返付は手帳使用者保管の原則の例外をなすものといふよりも、むしろ保管の一態様とみるべきものであらうと考へられる。從つて、從業者が徴用を解除せられ、或は提示に依つて第二の使用者に使用せられることになつたやうな場合には、本來の使用者に再びその手帳を提出しなければならぬこと勿論である（施行令第七條第三項）。

以上述べた手帳の一時返付に關する規定に違反した場合は、五百圓以下の罰金または拘留若は科料に處せられることになつてゐる（法第八條第一號）。

なほ使用者は、從業者が徴用せられたとか他の使用者に使用せられるとかいふ事由に因り國民勞務手帳を一時從業者に返付しやうといふときには、その旨を（他の使用者に使用せられるゝも異議なき旨を併せて）當該國民勞務手帳に記載せねばならぬし、その事由が解消して從業者から再提出を受けたときにも亦同樣その旨を記載するのである（施行令第七條、第四項、第五項）。

（四）　從業者に依る手帳の保管

以上國民勞務手帳が保管され、返還される一般の態様について述べたのであるが、なほこの外にも、從業者本人が自ら手帳を保管する場合があることは勿論であつて、これに關して法第十二條は「國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ國民職業指導所長又ハ

使用者ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル場合ノ外自ラ之ヲ保管スベシ」と規定してゐる。

例へば從業者であつた者が、手帳の返還を受けて退職し、現在ではどこにも就職せずに遊んでゐるとか、また商店等の本法適用外の事業に勤めてゐるとかいふ場合がこれに當るのであつて、この場合その者の勞務手帳は自分で保管せねばならぬのである。

なほこゝで、手帳の本人保管の問題について研究を要する問題がある。といふのは、從業者として本法の適用を受ける最高年齢は六十歳であつて、それを越すと所謂從業者でなくなる。從つてこの手帳の保管も必要がないではないかといふ疑問がこれである。しかしこの手帳は、勞働者年金保險の被保險者であることの証明書にもなるのであるから、六十歳を超えたからといつて直ちに不用に歸するものではない。從つて一生大切に保管すべきものであらう。

(五) 國民職業指導所長に依る保管

以上要するに、國民勞務手帳は、その者が從業者として使用されてゐる間ぢうはその使用者に、またその者が所謂從業者として使用されてゐないときには、本人によつて保管されるといふことになつてゐるのであるが、なほこの外施行令第十一條の規定する場合のやうに「使用者ハ從業者タリシモノ所在不明其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スルコト能ハザルトキハ事由ヲ具シ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ」の如く國民職業指導所長の保管に屬する場合もあるのであるが、國民職業指導所長が手帳を保管するのは右のやうな單純な場合だけではなく、手帳法の本質的意義を持つ場合もあるのである。これについては次段に說明するところに依つて明かとなるであらう。

第三　手帳の返還拒否(手帳の留置)

一　使用者が手帳の返還を拒否し得る場合

使用者が從業者を使用しなくなつたときには、原則としてその者に國民勞務手帳を返還せねばならぬことについては前に述べた通りであるが、これには實は重大な例

外――一定の場合には手帳を返還しなくともよいこと――があるのであつて、これこそ本法の生命線ともいふべき主要な點なのである。

まづ法律の條文についてこれをみやう。すなはち第五條によれば「使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」といふのであつて、右の中本文の返還すべしといふ規定については前段で既に說明したからこゝでは但書の規定について說明する。この但書が手帳を返還しなくともよいといふ場合の規定であることは勿論であるが、ではその但書に謂ふ「命令ヲ以テ定ムル場合」とは、どんな場合か。これは施行令第八條第一項の規定するところであつて、その條文を掲げると次の通りである。

「第八條　厚生大臣ノ指定スル事業ニ使用セラルル從業者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルニ因リ解雇セラレタルトキハ使用者ハ其ノ保管スル國民勞務手帳ヲ返還セザルコトヲ得但シ從業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ又ハ使用者從業者ノ退職ヲ承諾シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　從業者移動防止令第五條ノ規定ニ依リ當該從業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケタル者ニ雇入レラルルトキ

二　就業規則又ハ之ニ準ズベキモノニ依リ定ムル停年ニ達シタルトキ

三　陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍部隊ニ編入セラレタルトキ

四　國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレタルトキ

五　負傷、疾病又ハ老衰ノ爲業務ニ堪ヘザルトキ

六　其ノ他退職ニ付己ムヲ得ザル事由アルトキ」

すなはち、右施行令第八條第一項の規定を要約すると、一定の從業者が自己の都合により退職したときとか、正當の理由なく無斷缺勤引續き十四日以上に渉つた爲に解雇せられたといふ場合には、使用者は――從業者を使用しなくなつたときには手帳を返還しなければならないといふ法第五條本文の原則にかゝわらず例外として――從業者が手帳の返還を請求しても、これを拒んでその手帳を自己の手許に留置しておくことができるのである。がしかしまた退職理由が自己（從業者）の都合によるものであつても使用者がそれを承認したとか或はそれが前揭の第一號乃至第六號に揭げられた何

れかの一に該當するものである場合には、例外の例外として使用者の手帳留置權は認められないといふのである。(註6)

以下に施行令第八條第一項の規定をいますこしく詳細に檢討してみやう。

まづ使用者が當該從業者を使用しなくなつたに際して手帳の返還を拒み得るといふ從業者は「厚生大臣ノ指定スル事業ニ使用セラルル從業者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ」であるが、右の厚生大臣の指定はまだ規定されてゐない。おそらくは手帳法實施期日たる昭和十六年十月一日までには、厚生省告示として指定されることとなるであらうが。それはともかくとして、これに指定せられた從業者にかぎり、使用者は當該從業者を使用しなくなつた際に當つて、手帳の返還を拒否してこれを留置し得るのである。從つて右厚生大臣の指定する以外の從業者に關しては、使用者は手帳の返還を拒み得ないといふことになるのである。

(1) 手帳留置權の消滅

次にこれらの指定從業者が「自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキ」か或はまた「正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルニ因リ解雇セラレタルトキ」の二つの何れかに該當する場合でなければ、使用者の手帳留置は認められない。すなはち右以外の理由に依つて從業者が退職した場合には、使用主は速かにその從業者の手帳をその者に返還せねばならぬのである。

第三に、右に述べた自己の都合に依る退職であつても、使用者がその退職を承諾した場合には、手帳の留置權は消滅する。またとへ使用者が從業者の退職を希望しないとしても、施行令第八條第一項第一號乃至第六號の何れか一に該當する場合には、やはり使用者は手帳の返還を拒むことができず、速かに從業者にこれを手交せねばならぬことになるのである。いまこれを具體的な例をあげて說明すると、たとへば、厚生大臣の指定する事業に使用せられる從業者で厚生大臣の指定するものが應召したと假定する。この場合使用者が雇傭契約を存續したまま應召してほしいと從業者に申し出たにかかわらず、その從業者はこれを振り切つて、退職して應召したとすれば、退職の動機は召集にあるとは謂へまさに「自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキ」に當るわ

けではあるが、この場合は使用主に手帳の留置權は認められないといふことになるのである。

(2) **手帳の返還問題を繞る紛議**

なほ施行令第八條第一項各號の規定については、先に掲出した條文の通りであつてここにいちいちについての説明を省くが第五號「負傷、疾病又ハ老衰ノ爲業務ニ堪ヘザルトキ」と、第六號「其ノ他退職ニ付已ムヲ得ザル事由アルトキ」といふのについては、當事者の主觀はともかく、客觀的には必ずしも常に明瞭でないので、これが解決策として、これらの事由について當事者の意見が一致しないとき——たとへば從業者は自己の疾病の程度は現在の職務に耐え難いから退職したいのである。從つて手帳は返還せられたいと主張し使用者は該疾病の程度は現在の職務に耐え難いものとは認められないから、右を理由として退職しやうとするならば手帳は留置して返還しないと主張するやうな場合——には、法第六條の申立にもとづいて國民職業指導所長がその可否を裁定する。しかもその裁定になほ不服がある場合には、法第七條の申立にもとづいて、地方長官が裁定することになつてゐるのである（施行令第八條第二項）。この申立や裁決については次段にその詳細を説明することとする。

(3) **從業者移動防止令との關係**

手帳の返還を拒否して使用者がこれを留置し得る場合の規定は、大體以上述べた通りであるが、手帳を提出しなければ從業者として使用されることができないとされてゐる以上、この手帳の留置といふことは强力な移動防止の作用をなすものといはねばならぬであらう。先にこの手帳留置に關する規定が本法の樞軸をなすものであるといつたのは、このことを指したのであつて、すなはち、この手帳留置制は從業者移動防止令と表裏一體をなし、兩兩相俟つて從業者の移動を防止しやうと意圖してゐるものなのである。從つて國民勞務手帳制度實施と同時におそらくは從業者移動防止令も劃期的な（手帳法と歩調を合するための）改正が企てられるのではないかと思はれる。

二　異議の申立と裁決

從業者が退職し或は解雇せられたところが、使用者がその保管に係る當該從業者の

國民勞務手帳を返還しないといふ場合には、從業者が使用者側で手帳を留置したことを當然として承服したときは格別、そうでないかぎり從業者と使用者との間に、當該國民勞務手帳をめぐつて紛議が生じるわけであつて、これを解決するために設けられたのが、手帳法第六條と第七條の規定である。

まづ第六條の條文を左に掲げる。

「**第六條**　國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ノ返還ニ關シ異議アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ國民職業指導所長ハ國民勞務手帳ヲ返還スベキヤ否ヲ裁定シ返還スベキ旨裁定シタルトキハ使用者ニ對シ國民勞務手帳ノ返還ヲ命ズベシ」

すなはち、使用者に提出してあつた自己の手帳が、退職に際して返還されないといふことについて異議のある從業者は、國民職業指導所長に申立てることができる、といふのが第一項の規定であるが、その申立の手續きは施行令第十條の定めるところであつて、これによれば「手帳法第六條第一項ノ申立ハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ」これを爲すべきものとせられてゐる。

(1)　**異議申立の手續**

この手帳返還に關して異議申立の問題の起るのは、使用者に手帳留置が認められてゐる場合に限られてゐるのであつて、それ以外の場合には、從業者の退職と同時に速かに手帳は返還されなければならぬものである。從つて右施行令第十一條の規定中にある「從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日」といふのは、前に說明した施行令第八條の、從業者が「自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルニ因リ解雇セラレタルトキ」がこれに當るのであつて、手帳の留置に異議ある從業者はこれらの事實の發生した日から十四日以内——尤も國民職業指導所長が、この申立期限の十四日を過ぎてゐることについて宥恕すべき事由ありと認めれば、十四日以後の申立でも受理してくれることにはなつてゐるが——に申立てねばならぬのである。

その申立は書面によることを要求せられてゐないから、口頭でも差支ないのである
が、申立てるべき國民職業指導所は、従業者であつた者の従前の就業地——手帳が留
置されてゐる工場、事業場等の所在地——を管轄する國民職業指導所でなければなら
ないのである。

(2) 國民職業指導所長に對する異議の申立

この申立を國民職業指導所長が受けると、國民職業指導所長は使用者が國民勞務手
帳を従業者に返還すべきであるかどうかを裁定することになるのであるが、もし返還
すべきであると裁定した場合には、使用者に對して従業者に國民勞務手帳を返還すべ
しと命令するし、反對に使用者の手帳留置を妥當と裁定したときには、その裁定の要
旨を申立人である従業者や、申立の對象となつた使用者等に通知するといふ手順にな
つてゐる。そして何れにもせよ、これらの命令や通知は文書によつてなされるのであ
る。

手帳返還についての従業者のする異議申立の規定は大體以上の通りであるが、ここ

でわれわれが特に注意せねばならぬのは、この國民勞務手帳法の制定された主目的
が、従業者の移動を阻止するための物的基礎をこの手帳によつて確立し、従業者移動
防止令と相俟つて移動防止の目的を達成しやうと意圖してゐる點であつて、この見地
から推論すれば、右の國民職業指導所長の手帳返還に關する裁定は、相當従業者側に
嚴格なもので、易易と返還すべしといふ裁定はなされないものと想像されることであ
る。

三　不服の申立と裁定

さて前段の「異議の申立と裁決」のところで述べたやうに、國民職業指導所長の裁
決があつて、その裁決の結果を従業者側乃至使用者側が承服してこれに従ふことにな
つたとすれば問題はこれで終るのであるが、なにぶんにもこの國民勞務手帳は従業者
にしてみれば、就職のためのパスポートともいふべきものであり、使用者にとつても
従業者を自己に確保しておくための重要なブレイキの役目をするものであるから、前
述の職業指導所長の裁決をもつて最後的なものとして能事終れりとすることは、當事

者にとつて甚だ酷な感があるので、これを救済するために手帳法第七條は次の通り規定してゐるのである。

「**第七條**　前條ノ裁決又ハ命令ニ不服アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ地方長官ハ國民勞務手帳審査會ニ諮問シテ國民勞務手帳ヲ返還スベキヤ否ヲ裁定シ返還スベキ旨裁定シタルトキハ使用者ニ對シ國民勞務手帳ノ返還ヲ命ズベシ

國民勞務手帳審査會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」

以下この規定をいま少し詳しく説明すると、例へば手帳の返還を拒まれた従業者が異議の申立をしたところ、これに對して國民職業指導所長が使用者の返還拒否を不當なりとして使用者に手帳の返還を命じたとする、この場合その命令を受けた使用者がその裁決に不服があるときには、地方長官にその旨を申立てることができ、またこの逆に國民職業指導所長の裁決が、使用者の手帳留置を妥當と認める旨の裁決であつた場合には、従業者の側から地方長官に申立てることができることになつてゐるのである。

(1)　**不服の申立とその手續**

ではその申立はどういふ手續きでせねばならぬかといふと、前述した國民職業指導所長の裁定があつてその裁定書の交付または裁定の要旨の通知があつた日から十四日以内に、従業者であつた者の従前の就業地を管轄する地方長官に申立てるのである（令第十一條第一項後段）この申立期限經過後であつても、期限經過につき地方長官が宥恕すべき事由ありと認めた場合には受理されることがあること、國民職業指導所長に對する異議申立の場合と同樣である。

この不服の申立も前述した國民職業指導所長に對する異議の申立と同樣、口頭でも差支ないわけではあるが、後に述べるやうに、これに對する裁決は相當愼重な取扱ひの下になされるものであり、これがまた最後的な決定を意味するものでもあるのであるから、なるべく書面によつて申立てた方が得策ではないかと思はれる。

(2)　**地方長官の裁定**

そこでこの申立を地方長官が受理すると、地方長官は國民勞務手帳審査會に諮問し

て、國民勞務手帳を使用者が從業者に返還すべきであるかどうかを裁定することになるのであるが、もし返還すべしと裁定したときは、使用者に從業者に對して手帳を返還すべしと命じ、使用者の手帳留置を妥當と認めればその旨の裁定を下すこと、前の國民職業指導所長の裁定の場合と同樣であるが、この地方長官の裁定は決定的のものであつて、これ以上、その裁決に對して爭ふべき餘地は全然ないのである。そしていづれにしても、この裁定は文書によつてなされ、これを本人に交付せられることになつてゐるが、關係人（相手方等）にも裁定の要旨が通知されることになつてゐる。

以上述べた不服の申立に對する地方長官の裁定は國民勞務手帳審査會に諮問してなされるのであるが、この國民勞務手帳審査會に關する規定は勅令で定められることになつてゐる（法第七條第三項）。昭和十六年六月十四日勅令第七百六號國民勞務手帳審査會官制がこれであつて、その概略は次の通りである。

(3) 國民勞務手帳審査會

すなはち國民勞務手帳審査會は厚生大臣の監督に屬し、地方長官の諮問に應じて、國民勞務手帳の返還に關する事項を審査することになつて居り、各道府縣毎に一つづつ設置せられる。そしてその組織は、地方長官を會長とし、關係各廳の高等官や學識經驗ある者その他勞務者代表等によつて組織せられ、委員の數は九人以內である。その會議に際しては、國民職業指導所長その他關係官吏や不服申立人、申立人の相手方、關係人等は、會議に出席して意見を述べたり、說明をしたりすることができることとせられてゐるのである。

第四　留置せられた國民勞務手帳の處置

一定の場合に、使用者が從業者の國民勞務手帳を留置し得ること、また異議や不服の申立があつた場合でも國民職業指導所長或は地方長官の裁定の結果によつて、使用者が從業者の國民勞務手帳を留置することを妥當とせられること屢述の通りであるが、斯くて使用者に留置せられた手帳は如何に處置せられるのであらうか。

法第五條第二項は「使用者前項但書ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ

命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ」と定めてゐるのであるが、以下この命令の規定するところについて研究を進めることとしやう。

(1) 手帳の留置報告

まづ施行令第八條第三項の規定に依れば、従業者の手帳を留置した使用者は、その従業者が退職した日（もしその従業者が正當の理由なく無斷缺勤引續き十四日以上となつたために使用者が解雇したものであればその解雇した日）から十四日以内に、様式第三號の甲「従業者解用報告」に依り（施行規則第三條）、その従業者の従前の就業地——つまり使用者の所在地を管轄する國民職業指導所長に、手帳を留置した旨を報告しなければならぬことになつてゐる。一旦手帳を留置して、その旨國民職業指導所長に報告したが、その後従業者に手帳を返還したといふやうな場合にも、前同様其の旨を國民職業指導所長に報告せねばならぬのであるが、この報告については様式第三號の乙「國民勞務手帳返還報告」によらねばならぬのである。

(2) 留置手帳の國民職業指導所へ提出

そこで話を手帳を留置した場合にもどして、この留置の報告をしておいて使用者は一應その手帳を自己の手許に保管しておくわけであるが、従業者の退職した日または解雇せられた日から三月間經つたときには、先に手帳を留置した旨を報告した國民職業指導所長に、當該手帳を提出しなければならぬ（令第八條第四項）。若しこの規定に違反して、前記の三月を經過してもなほ手帳を國民職業指導所長に提出しない使用者があれば、法第十八條第一號に依り、五百圓以下の罰金または拘留若は科料に處せられるのである。

(3) 保管期間經過後における手帳の本人返還

手帳を留置した使用者が、三ヶ月の期間を經過して國民職業指導所長にその手帳を提出すると、今度はそれを國民職業指導所長が九ヶ月間保管し、使用者の保管期間三ヶ月と、國民職業指導所長の保管期間九ヶ月と、通計一ヶ年を經過してはじめて元の従業者にその國民勞務手帳が返されることになる。このことを施行令第九條は「國民職業指導所長前條第四項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ従業者ノ

退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ一年間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ從業者タリシ者ニ之ヲ交付スベシ但シ從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ交付スルコト能ハザルトキハ此ノ限ニ在ラズ」といつてゐるのである。そこで施行令第八條第一項の自己の都合に依り退職したとき、または正當の理由なく無斷缺勤引續き十四日以上になつたために解雇せられ、手帳を留置された者は一年間は手帳を自分の手許においてゐないことになるが、その退職した日または解雇せられた日から一年を經過したときには、從前の就業地を管轄する國民職業指導所長から國民勞務手帳の交付を受けることになるのである。

以上述べたところに依り、留置された手帳は、一年間は從業者に手交されないことになることを理解せられたであらうが、この一年間といふのは、從業者移動防止令第二條第二號及第四號に規定する前歷指定從業者の待期期間と符節を合するものであつて、この國民勞務手帳制に依る從業者の就業規制は、彼此比較考慮することによつてその點を推知し得るのである。

第五章　國民勞務手帳の內容とその異動報告及び記入

いままで述べてきたところに依つて、この國民勞務手帳が、わが國勞働配置政策上まことに重大な意義を持つものであり、從つて使用者、從業者にとつては、就業、使用に決定的な役割を勤めるものであることを理解せられたであらう。

されば、一旦政府の發行した國民勞務手帳は、交付を受けた從業者や、保管中の使用者に依つて、勝手氣ままにその記入を許してはならない。手帳法第十條「使用者及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ國民勞務手帳ニ本法ニ基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項以外ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ズ」と規定せられてゐるのは、この所以のものなのである。

斯くて國民勞務手帳には、一定の事項以外の事項の記載を禁じられてゐるのであるが、また一面、手帳法第九條に依つて「使用者及國民勞務手帳の交付ヲ受ケタル者ハ

命令ノ定ムル所ニ必要ナル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ之ヲ國民職業指導所長ニ報告スベシ」ともせられてゐるのであつて、この場合虚偽の記載や報告が許されないものであること勿論である。

そして以上述べた手帳法第十條や第九條の規定するところに違反して、一定事項以外の事項を手帳に記載したり、手帳に記載して國民職業指導所長に報告しなければならぬ場合にこれを怠りまたは虚偽の記載や報告をしたときには、前者については手帳法第十八條第一號、後者については同第三號に依り五百圓以下の罰金または拘留若は科料に處せられることになつてゐるのである。

以下記載事項や報告等について、いま少しく詳細に研究してみやう。

第一　國民勞務手帳の內容

まづ從業者にならうとする者が國民職業指導所長に手帳の交付を申請し、その申請にもとずいて國民職業指導所長から交付される國民勞務手帳の內容は一體どんなものであるかといふと、施行令第二條に「國民勞務手帳ニ記載スベキ事項左ノ如シ」と定められてをり、施行規則第二條に依れば「國民勞務手帳ハ樣式第一號ニ依ル」とせられ、この樣式に從つて次の諸事項が記載せられてゐるわけである。

一　氏名
二　出生の年月日
三　本籍
四　居住の場所
五　兵役關係
六　學歷
七　職業の經歷
八　從事する職業名
九　就業の場所（二以上の就業の場所を有する者に在りては主たる就業の場所）
十　給料又は賃金の額
十一　國民職業能力申告令（以下申告令と稱す第二條第一號の職業に從事し又は從事したる者

に在りては同令に基く技能程度）

十二　申告令第二條第四號に該當する者に在りては其の修了したる課程に關する事項

十三　申告令第二條第五號に該當する者に在りては其の受けたる試験、檢定又は免許に關する事項

十四　勞働者年金保險法に依る被保險者に在りては被保險者資格の得喪及標準報酬等級

十五　其の他國民勞務手帳法に基きて發する命令を以て定むる事項

以上が施行令第二條に依つて、國民勞務手帳の記載事項とせられてゐるのであるが、右の內第十四號の勞働者年金保險法關係の事項は、勞働者年金保險法のうち被保險者資格の得喪および標準報酬等級に關する部分が施行になつた日から記載されることになるのであるが、現在のところ該部分は實施されてゐないから記載されないわけである（施行令附則第一項）。

第二　國民勞務手帳に關する報告と記入

國民勞務手帳制は、第一章國民勞務手帳法制定の趣旨において述べたやうに、勞務の配置狀況を明確に知悉するために設けられた制度である。從つてすでに交付された從業者の手帳は、その從業者の所在や、所屬、その他各般の事項の異動とともに時々補完、訂正せられて、常に實態を寫すものでなければならない。使用者や從業者に諸種の報告や手帳記入の義務が課せられてゐるのはこの理由に基くものなのである。從つてこの報告や記入に關する規定は、前に述べた國民勞務手帳を提示した從業者を使用する使用者の使用關係には適用なく（施行令第二十五條第一項）、また從業者が國家總動員法第四條の規定にもとづき徵用せられ使用せられてゐる者であるときには徵用前の使用者の使用關係にもこれまた適用はないのである（同條第二項）。以下この報告と記入とを二つに分けて說明しやう。

一　使用者と從業者との共同報告

國民勞務手帳に關し國民職業指導所長に對してなさねばならぬ報告には、使用者を從業者が共同でせねばならぬものと、使用者が單獨でせねばならぬものと、勞務者が單獨でせねばならぬものの三つがあるわけであるが、まづ共同報告について述べる

と、使用開始の際における報告と、使用中における一定事項の異動の報告とがある。前者は施行令第十四條、後者は第十六條第一項と第二十一條の規定するところであつて、いまこれを順次説明すると、施行令第十四條は次の如く規定してゐる。

「**第十五條** 使用者從業者ノ使用ヲ開始シタルトキハ左ニ掲ゲル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ使用者從業者共同シテ十四日以內ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ從業者ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨報告スベシ

一 使用開始ノ旨

二 從業者ノ從事スル職業名及申告令ニ基ク技能程度

三 從業者ノ就業スル場所

すなはち、ある者が從業者として使用せられやうとする場合には、必ず使用者に國民勞務手帳を提出する(二一五頁參照)、そこで、その者を使用することになつたときには、使用者は當該手帳の所定欄に「何年何月何日使用開始」等前掲三つの事項を記載して從業者の就業地を管轄する國民職業指導所長に、使用者と從業者と共同して報告しなければならない。國民勞務手帳の提示に依り報告することとせられてゐるのである

るから、別に報告書を提出する必要はなく、所定事項を手帳に記載し、國民職業指導所に持參して手續きを經ればよいのである。具體的な記載例を示すと次の通りであつて、これだけ記入して國民職業指導所長に提示すれば、使用開始報告はすむのである。

五 就業ノ場所欄

年月日	使用開始又ハ解用ノ旨	就業ノ場所(所在地、名稱)	本人印	使用者(住所、氏名)印	國民職業指導所印
昭和一六、一一、一〇	使用開始	東京市板橋區志村四丁目二五一 中井製作所	㊞	東京板橋區志村四丁目二五一 中井惟之 ㊞	

(年月日欄ニハ使用開始若ハ解用ノ年月日又ハ就業ノ場所ノ異動ノ年月日ヲ記入シ使用開始又ハ解用ノ旨欄ニハ使用開始又ハ解用ノ旨ヲ記入スルコト)

(13)

六　職業名及技能程度欄

（年月日欄ニハ使用開始ノ年月日又ハ職業名若ハ技能程度ノ異動ノ年月日ヲ記入スルコト）

——職業名及技能程度——

年月日	職業名	作業内容	技能程度	本人印	使用者（住所、氏名）印	國民職業指導所印
昭和一六、二、一〇	旋盤工	堅旋盤ニ依ル金屬加工作業	2級	㊞	東京市板橋區志村四丁目二五一 中井惟之㊞	

(17)

それから施行令第十六條は、從業者が改姓名したときとか、本籍、居住の場所、兵役關係、學歴、從事する職業名、就業の場所その他國民職業能力申告令關係の所定事項に變更があつたときには先の使用開始の際と同様、その旨を國民勞務手帳に記載した上使用者と從業者が共同して十四日以内に當該國民勞務手帳に依り、從業者の就業地を管轄する國民職業指導所長に報告すべしといふ規定である。

次に第二十一條は「國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タルモノ（同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）同令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ者ガ從業者タル場合ニ在リテハ使用者從業者共同シテ……國民勞務手帳ニ其ノ旨記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ記載ニ依リ國民職業指導所長ニ報告スベシ報告ヲ爲シタル後ニ於テ申告令第十一條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキ亦同ジ」といふのであつて、國民職業能力申告令第十一條の規定によれば、陸海軍軍人で現役中のものとか、兵役法の規定により召集中のものには例外の場合を除いて申告令は適用されないことになつてゐるのであるが、國民勞務手帳の交付を受けてゐる者で申告令により申告してゐる者が召集を受けた等の場合には、その旨を國民勞務手帳に記載して共同報告せねばならぬといふことである。召集解除になつた等の場合にも、同じやうな手續で報告せねばならない。

二　使用者若は前歴従業者が單獨でする報告

使用者と従業者が共同して報告する場合の規定は前述した通りであるが、この共同報告の他に使用者若はかつて従業者であつた者を（この者を以下假に前歴従業者と呼ぶ）が單獨で報告しなければならぬ場合がある。使用者の單獨報告は施行令第十五條、前歴従業者の單獨報告は同第十九條の規定するところである。

(1)　使用者の單獨報告

施行令第十五條は「使用者従業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ十四日以內ニ命令ノ定ムル様式ニ依リ従業者タリシ者ノ従前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ」と規定してゐる。

使用者が従業者を解雇等によつて使用しなくなつたときには、その旨を國民勞務手帳に記載し、手帳法第五條但書の規定で手帳の留置權を認められてゐる場合は格別、そうでなければ手帳を従業者に返還し、これとは別途に、従業者を使用しなくなつた日から十四日以內に、規則第四條の定める様式第三號甲「従業者解用報告」に依り、

従業者であつた者の従前の就業地を管轄する國民職業指導所長に報告せよといふのである。なほ手帳法第五條但書の規定により、使用者が手帳を留置した場合にはその旨を國民職業指導所長に報告せねばならぬことと前に説明した通りであるが（五二頁參照）この場合の手帳留置報告は様式をみればわかるとほり、解用報告と兼ねてなされるものなのである。したがつて、手帳を返還してもしなくても、いづれにしてもこの解雇報告は提出するのであるが、「手帳返還の濟否」欄にこの區別がはつきり出てくる仕組みになつてゐるのである。

(2)　前歴従業者の單獨異動報告

前歴従業者が單獨で異動報告をしなければならぬ場合は二つある。

すなはち、國民勞務手帳の交付を受けて従業者となつてゐた者が、従業者でなくなつた場合（たとへば全然職を離れて遊んでゐるとか、手帳法第一條所定の事業以外の事業——非適用事業——に就業してゐるとかいふ場合）において、その者が改姓名したとか、或はまた本籍、居住の場所、兵役關係、學歷、従事する職業名、就業の場所

その他國民職業能力申告令に關する所定事項に變更があつたときには、その旨を國民勞務手帳に記載し、十四日以內にその國民勞務手帳に依り、就業地（若し全然職業に從事してゐないのなら居住地）を管轄する國民職業指導所長に報告せねばならぬ（施行令第二十條第一項）といふのがその一つであり、國民勞務手帳の交付を受けた者で申告令に依り申告してゐる要申告者が同令第十一條の規定に該當することになつたときまた該當しなくなつたときには、先の場合とだいたい同樣の手續で報告しなければならないといふのがその一つである。

しかしながら、もしこの前歷從業者の國民勞務手帳が、手帳法第五條但書の規定によつて使用者に留置されてゐるとか、使用者の留置期間が經過したため國民職業指導所に保管されてゐるとかいふ場合には、手帳によつて報告しやうにも、その前歷從業者の手許には手帳がないのであるから、この場合それが施行令第二項に依る報告であるならば樣式第四號「國民勞務手帳記載事項ノ異動報告」に依り、又施行令第二十一條第三項に依る報告であるならば樣式第五號「國民職業能力申告令第十一條該當ニ關スル報告」に依り、それ〳〵報告することになつてゐるのである。

三　報告に關する特例

前述した通り、使用者と從業者が共同でする使用開始報告及び異動報告、それから前歷從業者が單獨でする報告は、凡て使用開始の日若は當該事實の發生した日から十四日以內にせねばならぬこととせられてゐるのであるが、これには例外の規定があつて、これによれば、國民勞務手帳の交付を受けた從業者で（一）陸海軍に徵集若は召集せられまたは志願に依り陸軍部隊に編入せられたる者、（二）手帳法施行地外に旅行中の者、（三）法令に因り拘禁中の者、（四）負傷、疾病その他の事由に因り報告することができぬ狀況にある者、これらの一に該當する場合には、施行令第十四條の使用開始報告、第十六條第一項の異動報告、第二十條及び第二十一條の規定により從業者が單獨でする異動報告は、その者が右に揭げた事由に該當しなくなつた日から十四日目までにすればよいのである。

四　死亡報告

以上に述べた報告に關する規定の外に、施行令第二十二條は死亡報告について「國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ死亡ノ際其ノ者ガ從業者タリシ場合ニ在リテハ使用者、從業者タラザリシ場合ニ在リテハ其ノ者ト同居ノ戸主又ハ家族ノ關係ニ在リタル者國民勞務手帳ニ其ノ旨記載シ十四日以內ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ從前ノ就業地（職業ニ從事セザリシ者ナル場合ニ在リテハ從前ノ居住地）ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ」と規定してゐるが、これは別に說明する必要がないと思はれるから省略する。たゞ死亡者の手帳が使用者や國民職業指導所に留置、保管中に屬する場合であれば、提示による報告はできぬわけであるから、樣式第六號「國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ死亡報告」に依り報告書を提出すればよいのである。

五　施行令附則第三項の報告

國民勞務手帳法は昭和十六年十月一日から施行されるのであるが、手帳の交付は七月二十一日から開始されることについては冒頭にこれを述べた。ところで手帳法が全面的に活動を開始するのは十月一日からであつて、それまでは手帳の交付に關する規定だけしか働いてゐないのである。そこで十月一日以前に手帳の交付を受けた者について種々の異動事項があつたときにはどうするかといふ問題が起り得るのであるが、施行令附則第三項はこれに備へて、昭和十六年九月三十日までに從業者になつた者が國民勞務手帳の交付を受けてゐるとすれば、その交付を受けた日から昭和十六年九月三十日までの間に(一)氏名、(二)本籍、(三)居住の場所、(四)兵役關係、(五)學歷、(六)職業の經歷、(七)從事する職業名、(八)就業の場所、(九)申告令關係の事項等について變更があつた場合には、その旨を國民勞務手帳に記載し、十月十四日までにその勞務手帳を提示して國民職業指導所長（その手帳交付を受けた國民職業指導所長）に報告せよと規定してゐるのである。

尤もこの報告は、國民職業能力申告令により申告してゐる要申告者については、當該變更事項を申告令の關係で申告してゐる場合には二重に報告することになるから必要ないとせられてゐるのである。

なほ右の報告は、現に従業者として就業してゐる者についてはその國民勞務手帳を保管してゐる使用者を經由してせねばならぬのである。

六、國民勞務手帳の記入

使用者が自己の保管する従業者の國民勞務手帳に記載をなすべき事項については二つの規定があるのであつて、その一つは第十六條第二項、その二は第十八條である。まづ第一に施行令第十六條第二項について述べると、従業者が勞働者年金保險法に依る被保險者になつたときまたは被保險者たる資格を失つたときには、使用者は十四日以内にその旨を國民勞務手帳に記載しなければならぬ。また被保險者については、その標準報酬等級に變更があつた場合には同樣その旨を記載せねばならぬ。

次は同じく施行令第十八條の規定で、その條文を掲げると

「**第十八條**　使用者ハ從業者ニ對シ支給スル給料又ハ賃金ニ付左ニ掲グル事項ヲ第一號ニ掲グル事項ニ付テハ給料又ハ賃金ヲ支給シタル日ヨリ十四日以内ニ第二號ニ掲グル事項ニ付テハ從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキ國民勞務手帳ニ記載スベシ

一　使用開始ノ際ノ給料月額又ハ其ノ直後ノ一賃金締切期間ノ平均賃金日額

三　使用セザルニ至リタル際ノ給料月額又ハ其ノ直前ノ一賃金締切期間ノ平均賃金日額」

といふのであるが、右の給料または賃金の範圍及び算定方法は施行令第十九條の定めるところであつて、これによれば、給料または賃金の範圍は、給料、賃金、手當その他名稱の如何を問はず、従業者を使用する使用者が勞務の對象として支給する金錢、物その他の利益とせられ、但し實物給與、賞與、臨時の給與は、この給料または賃金の範圍から除かれることになつてゐる。尤も實物給與であつても、白米、精麥、食事、住宅の給與は給料または賃金の範圍に包含されることゝせられてゐるから、この點は注意を要する（施行規則第六條第一項）。

また給料または賃金の全部または一部が金錢以外の給與その他の利益である場合には、その價格の算定方法については「賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ムル所ニ依ル」とせられてゐる。すなはち、賃金統制令第三條第二項の規定に依り厚生大臣の定める實物給與（無償で支給する實物）の評價格は左の通りである。

一　白　米
　價格統制令第七條の規定に依り行政官廳の指定する小賣價格の八割
二　精　麥
　價格統制令第七條の規定に依り行政官廳の指定する小賣價格の八割
三　食事の給與
　一　日（三食）　男　二十五錢
　　　　女　二十錢
　一　食　男　十　錢
　　　　女　八　錢
四　住宅の給與
　一　月（一疊ニ付）　三十錢
　一　日（右同　）　一　錢

第六章　國民勞務手帳に代る證明書

一　證明書交付の理由

國民勞務手帳はその性質上、申請をすれば卽日交付されるべき筈のものであるが、數多い申請に對して、多忙な國民職業指導所としては、往々この卽日交付を期し得ない場合も考へられる。だからといつて、手帳が貰へない爲に勞務者が就業し得ないといふことになるのでは、當人にとつては迷惑この上もない話である。

また前述した手帳法第五條但書の規定によつて、使用者に手帳を留置せられた從業者が、同第六條によつて國民職業指導所長に異議の申立をしてゐるといふやうな場合、この裁定を待つ間當人は手帳がないため無爲に遊ばねばならない。結局使用主の留置を認めるといふ裁決が下つた場合は格別、その反對の裁決が爲される見透しの場合は速かに當人が就業し得る狀態においてやらねばならない。これが手帳法第十三條

を以て、「國民勞務手帳に代る證明書」の制度を置かれた理由であつて、その條文は

「國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民勞務手帳ニ代ル證明書（以下證明書ト稱ス）ヲ交付スルコトヲ得）といふことになつてゐる。

すなはち、證明書制度のおかれた理由は右の通りであるから、發行される證明書に有效制限が付されることは當然に考へられるところであり、その期限經過とともに效力を失ふものであること勿論である。

二　證明書はどんな場合に交付されるか

それはとも角、右の規定にもとづいて施行令第二十六條は次のやうに定められてゐる。

「第二十六條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付スルコトヲ得

一　國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請アリタルトキ

二　使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキ

三　其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

國民勞務手帳ニ代ル證明書ニ記載スベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」

右の第二項にいふ「證明書ニ記載スベキ事項」に關する規定は、施行規則第十二條であつて（一）氏名、（二）出生の年月日、（三）本籍、（四）居住の場所、（五）從事する職業名、（六）就業の場所、（七）給料または賃金の額、（八）勞働者年金保險法による被保險者ならば被保險者資格の得喪と標準報酬等級、（九）その他國民勞務手帳法にもとづき發せられる命令で定められた事項の九つであつて（規則第十三條）、樣式第八號にこれだけの事柄が記載されてゐるのである。

三　證明書の效力

さてこの證明書は、その本來の使命からいつて、國民勞務手帳と同樣の機能を有つ

ものでなくてはならぬのであるから手帳法第十三條第二項は「證明書ハ之ヲ國民勞務手帳ト看做ス」と規定してゐる。すなはち、この證明書の交付を受けると、國民勞務手帳を受けたと同樣の效果があるのであつて、たとへば、この證明書を使用者に提出すれば、從業者として使用せられることができることになるのである。

しかしながら、第五章第二國民勞務手帳に關する報告と記入の項で述べた報告に關する規定は「使用者ガ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ提出シタル從業者ヲ使用スル場合ニ於テハ之ヲ適用」しないことゝせられてゐる（施行令第十七條）。證明書の提出によつて使用してゐる從業者については、使用開始及び異動の共同報告や、使用者の解用報告は必要がないといふのである。

なほ前歷從業者の報告（六五頁參照）も、「國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ交付ヲ受ケタル後國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケズシテ從業者タラザルニ至リタル者ニハ之ヲ適用」しないことゝせられてゐるのである（施行令第二十條第三項）。

第七章　國・公共團體に對する適用

國民勞務手帳法は、罰則を除く外は國、道府縣、市町村その他これに準ずべきものにも適用がある（法第二十一條第一項）。從つて國、道府縣、市町村等が、手帳法第一條所定の事業を經營してゐるやうな場合、その國なり道府縣なりが從業者を使用しやうとするには、やはり手帳法第三條第二項の規定によつて、手帳を提出または提示した者でなければ使用することができぬのは勿論である。

しかしながら、國の事業に關してだけは、特にこの手帳法の適用について、考慮しなければならぬ點が相當あるので「國ノ事業ニ關シテハ本法ノ適用ニ付命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得」と規定せられてゐるのである（同條第二項）。この別段の規定といふのが、昭和十六年六月十四日勅令第七百五號「國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件」であつて、手帳返還に關する異議及不服の申立に關する規定や、手帳記載事項の報告に關する規定、その他報告、提出命令、臨檢檢

査に關する規定等に特例が設けられてゐるのであるが、手帳制度そのものの基本的なものには觸れてゐない。

第八章　國民勞務手帳法と國民職業能力申告令との關係

一　申告手帳と勞務手帳との關係

國民職業能力申告令は、國家總動員法にもとづき、昭和十四年一月七日勅令第五號を以て制定せられたもの（昭和十五年十月十九日勅令第六百七十三號を以て一部改正）であつて、一般には「國民登錄制」と稱されてゐるものである。

この國民登錄制を一言にしていふならば、國民のうち、ある種類の働く能力——この能力は單に肉體的のものと限らず、精神的な能力も含まれてゐる——を有する者を、國家が登錄する制度であるといふことになるのであるが、この働く能力——職業能力を登錄したときには、國民職業能力申告手帳を國民職業指導所長から交付されることになつてゐるのである。

そこで、右の國民職業能力申告令と國民勞務手帳法とは、だいたいにおいて趣旨を同じくする制度であり、後者の實施により前者を廢すべしとの議論を生じる餘地もあり得るわけである。しかしながら、「……國民登錄はだいたい徵用その他の國家の强制配置のために主として設けられた制度であり（中略）、またこれらの要申告は單に勞務者だけではなく、各種の特殊なものが入つて居つて、單に勞務手帳だけでは補ひのつかない問題もあるので、やはり制度としては二つ併立して……」（厚生省職業局吉武登錄課長說明——於三月十二日關東產業團體聯合會勞務管理專門委員會）實施されることになつたのであるが、すでに交付されてゐる國民職業能力申告手帳を無駄にし、これと別個に勞務手帳を更に交付することはその煩にたへぬところから手帳法第二十三條は「本法ノ適用ニ付テハ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者ガ同令ニ基キ交付ヲ受ケタル職業能力申告手帳ハ之ヲ國民勞務手帳ト看做ス」と規定せられたのである。すなはち、國民職業能力申告手帳は國民勞務手帳と看做されて、全く同一の機能を有するものとせられるのであるから、國民職業能力申告手帳の所持者が從業者として使用せられやうとする場合は、その申告手帳を提出すればよいのであつて、あらためて國民勞務手帳の交付を受ける必要はない。（註7）

二　申告手帳所持者が新に勞務手帳の交付を受けた場合どうなるか

またすでに申告手帳の交付を受け之を所持してゐながら新に國民勞務手帳の交付を受けたとすると、國民勞務手帳を二重に交付を受けたことになり、申告手帳に所定事項以外の事項を記載したり、虛僞の事項を記載したりすると、國民勞務手帳に記載したと同樣に目されて、それぞれ手帳法所定の罰則の適用があるのである。

三　勞務手帳法實施に伴ふ職業能力申告令の改正

國民勞務手帳法が國民職業能力申告令との關係をこのやうに規定した以上、國民職

業能力申告令としても當然これに歩調を合さねばならぬので、このために昭和十六年六月十八日勅令第七百九號をもつて、その一部改正が公布せられ、國民勞務手帳法の實施時期たる十月一日から同時に實施されることになつたのであるが、その改正の要領は次の通りである。

一　國民職業能力申告令第四條第一項中「第二條第一號ノ職業ニ從事スル者」を「職業ニ從事スル者」に改め、第十三號乃至第十五號を削つて第十六號を第十三號とせられた。

一　同第六條第二項中「申告義務者ハ」の下に「十四日以內ニ」が加へられた。

一　新に國民職業能力申告令第十六條として「要申告者（第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付國民勞務手帳法施行令第一條、同令附則第二項又ハ昭和十六年勅令第七百五號附則第二項ノ規定ニ依ル申請アリタルトキハ第四條第一項ノ規定ニ依ル申告アリタルモノト看做シ國民勞務手帳法施行令第十四條、第十六條、第二十條又ハ第二十一條ノ規定ニ依ル報告アリタルトキハ第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依ル

申告アリタルモノト看做ス」といふ條文が置かれた。從つて從來の第十六條は第十七條に、第十七條は第十八條にと、順次繰下げられる。

以上三點の改正は、いづれも國民職業能力申告手帳が國民勞務手帳と看做されることとなる結果、これと符節を合したものなのである。

第九章　監督規定・罰則

國民勞務手帳制は、先に述べてきたやうに、わが國勞務統制上劃期的な意義をもつものであつて、これが實施の曉において所期の效果の擧がると否とは、軍需生産の確保その他生産擴充計畫に及ぼす影響が非常に大きく、延いては國防上の問題に關することとなるのである。

斯かる見地において、手帳法はその實施上の效果を確保するために、種々の監督規定を置き、また取締の實を擧げるために違反に對する罰則を規定してゐるのである。以下これについて、監督規定と罰則とに分けて說明しやう。

第一節　監督規定

國民勞務手帳法實施に關する監督規定としては、第十條に所定事項以外の事項の記載禁止、第十一條に二重交付の禁止、第八條に手帳の提出または返還命令、第十四條

に國民勞務手帳類似名稱の禁止、第十六條に出頭、報告、臨檢、檢查の規定が設けられてゐるが第十條と第十一條の二者については、それぞれ先に述べたからこゝにはこれを省略して、第八條と第十四條と第十六條の規定についてだけ述べることゝする。

第一　國民勞務手帳の提出・返還命令

手帳法第八條に依れば「地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ提出又ハ返納ヲ命ズルコトヲ得」とせられてゐる。すなはち、地方長官や國民職業指導所長が、使用者や手帳の交付を受けた者に對して、手帳の提出や返納を命じるのは、命令の規定するところに從つて爲さねばならぬのである。

ではこれに關する命令は如何なるものであるかといふと、手帳の提出については施行令第十二條、返納については同じく第十三條が、それぞれ提出乃至返納を命じ得る場合を規定してゐる。今その條文を掲げると次の通りであるが、この規定にもとづいて地方長官や國民職業指導所長が手帳の提出を命じたり、返納を命じたにかゝわら

ず、これに背いた場合には、五百圓以下の罰金又は拘留若は科料に處せられるのである。

「第十二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

一　使用者手帳法第六條第二項又ハ第七條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキ

二　國民勞務手帳ニ手張法ニ基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項以外ノ事項ノ記載アルトキ

三　國民勞務手帳ヲ檢閲セントスルトキ

第十三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ズルコトヲ得

一　詐僞其ノ他ノ不正行爲ヲ以テ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタルトキ

二　重ネテ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタルトキ

三　自己ノ國民勞務手帳ヲ他人ヲシテ行使セシメタルトキ

四　其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ」

第二　國民勞務手帳類似名稱の禁止

手帳法第十四條は「國民勞務手帳以外ノ手帳ニハ國民勞務手帳ナル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ」と規定してゐる。

政府の發行する國民勞務手帳に類似する名稱の手帳が存在して、國家の勞務統制に障害を及ぼすものがあつてはならぬから、かういふ規定が設けられてゐるのであつて、これに違反して、國民勞務手帳に紛らはしいやうな手帳を發行すると、五百圓以下の罰金または拘留若は科料に處せられる。

第三　出頭・報告・臨檢・檢査

國民勞務手帳法の實施に當り行政監督の手段として、手帳の交付を受けた者や、その使用者に出頭を求めたり、またそれらの者から報告を徴することは不可缺のことに屬する、また實際業務を行ふ場所に臨檢して、業務の狀況や帳簿書類、その他の物體の檢査をするといふことは、これまた取締上當然のことであつて、手帳法第十六條

は、厚生大臣、地方長官または國民職業指導所長は、必要に應じて何時でもこれらの事項を逐し得ることを規定してゐる。右のうち、臨檢、檢査に關しては、その衝に當る官吏はその身分を示す證票（臨檢證）を携帶すべきこととせられてゐる（法第十六條第一項）が、それはともかくとして、この第十六條の規定に拘らず、出頭に應じなかつたり、報告を怠つたり、また臨檢檢査を拒み、妨げ忌避したりした場合には、五百圓以下の罰金または拘留若は科料に處せられるのである（法第十八條第四號及五號）。

第二節　罰　則

手帳法の違反に對する罰則については、各規定の解說に當つて、それぞれその個所において述べるところがあつたから再說を省くが、これに關して第十七條及び第十八條は次のやうに規定してゐるのである。

第十七條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ徵役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第三條、第五條第一項又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者

二　詐僞其ノ他不正行爲ヲ以テ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者

三　自己ノ國民勞務手帳ヲ他人ヲシテ行使セシムル目的ヲ以テ交付シタル者

第十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

一　第四條、第五條第二項、第十條又ハ第十四條ノ規定ニ違反シタル者

二　第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ國民勞務手帳ヲ提出又ハ返納セザル者

三　第九條ノ規定ニ反シ記載若ハ報告ヲ怠リ又ハ虛僞ノ記載若ハ報告ヲ爲シタル者

四　第十六條第一項ノ規定ニ違反シ出頭ニ應ゼズ又ハ報告ヲ怠リ若ハ虛僞ノ報告ヲ爲シタル者

五　第十六條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者」

罰則に關して規定するところは右の二ヶ條であるが、これに關聯して、手帳法第十九條は「使用者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第十七條第一號又ハ前條第一號乃至第四號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ」とし、また第二十條は罰則の適用に當つて、使用者が法人であつた場合には、理事、取締役その他の法人の業務を執行する役員に、未成年者または禁治產者であるときは、その法定代理人にこれを

適用する、尤も營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者については罰則の適用もその未成年者に爲されるといふ趣旨を規定してゐる。

これらはいづれも行政犯罪に對する罰則の適用についての通則であつて、こと新しく說明する必要もなからうと思はれるからこれを省略したい。

第十章　補　遺

手帳法中の使用者についての規定は、工場法の適用を受ける工場に在つては工場主に、工場管理人のある場合においては工場管理人に、また鑛業に在つては鑛業權者に、鑛業代理人のある場合においては鑛業代理人にこれを適用される（法第二十二條）

右の工場管理人、鑛業代理人については、工場法第十八條、鑛業法施行規則第五十四條にそれぞれ規定されてゐるのであつて、當該工場に關する全權限を有する者であり、鑛業の管理に關して鑛業權者の爲さねばならぬ一切の手續その他の事項を委任せられてゐる者なのである。

從つて工場法の適用を受ける工場に在つては工場管理人、鑛業に在つては鑛業代理人が選任されてゐる場合には、國民勞務手帳法中の使用者に關する規定はすべてその工場管理人なり、鑛業代理人に適用され、その責任はそれらの者に歸せられることになつてゐるのである。

國民勞務手帳法（昭和十六年三月七日法律第四十八號）

第一條 本法ニ於テ從業者ト稱スルハ年齢十四年以上六十年未滿ノ者ニシテ命令ヲ以テ定ムル技術者又ハ勞務者トシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ使用セラルルモノヲ謂フ

一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業

二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業（電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム）

三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壞又ハ其ノ準備ノ事業

四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業

五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業

六 通信事業

七 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事業

第二條 從業者ハ國民勞務手帳ヲ受有スルコトヲ要ス

國民勞務手帳ハ政府之ヲ發行ス

本法ニ定ムルモノノ外國民勞務手帳ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 何人ト雖モ國民勞務手帳ヲ使用者ニ提出スルニ非ザレバ從業者トシテ使用セラルルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ之ヲ提示スルヲ以テ足ル

何人ト雖モ前項ノ提出又ハ提示ヲ爲サザル者ヲ從業者トシテ使用スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ官吏及待遇官吏竝ニ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四條 使用者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ提出シタル國民勞務手帳ヲ其ノ者ヲ使用スル期間中保管スベシ

使用者ハ從業者ヨリ請求アリタルトキハ何時ニテモ其ノ者ヲシテ國民勞務手帳ヲ閱覽セシムベシ

第五條 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スベシ但シ命令ヲ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

使用者前項但書ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第六條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ノ返還ニ關シ異議アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ國民勞務手帳ヲ返還スベキヤ否ヲ裁定シ返還スベキ旨裁定シタルトキハ使用者ニ對シ國民勞務手帳ノ返還ヲ命ズベシ

第七條 前條ノ裁定又ハ命令ニ不服アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ地方長官ハ國民勞務手帳審査會ニ諮問シテ國民勞務手帳ヲ返還スベキヤ否ヲ裁定シ返還スベキ旨裁定シタルトキハ使用者ニ對シ國民勞務手帳ノ返還ヲ命ズベシ

第八條 地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ提出又ハ返納ヲ命ズルコトヲ得

第九條 使用者及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ之ヲ國民職業指導所長ニ報告スベシ

第十條 使用者及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ國民勞務手帳ニ本法ニ基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項以外ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ズ

第十一條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ重ネテ國民勞務手帳ノ交付ヲ受クルコトヲ得ズ但シ國民勞務手帳毀損シ若ハ亡失シタル場合、餘白ナキニ至リタル場合其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ國民職業指導所長又ハ使用者ニ於テ國民勞務手帳ヲ

保管スル場合ヲ除クノ外自ラ之ヲ保管スベシ

第十三條 國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民勞務手帳ニ代ル證明書（以下證明書ト稱ス）ヲ交付スルコトヲ得

證明書ハ之ヲ國民勞務手帳ト看做ス

第十四條 國民勞務手帳以外ノ手帳ニハ國民勞務手帳タル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

前二項ニ定ムルモノノ外證明書ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 從業者、從業者タラントスル者又ハ使用者ハ國民勞務手帳ニ關シ必要アルトキハ從業者又ハ從業者タラントスル者ノ戸籍ニ關シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

從業者ハ國民勞務手帳ニ記載セラレタル事項ニ關シ使用者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ出頭ヲ求メ又ハ其ノ者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ第一條ニ揭グル事業ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシ

ムベシ

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條、第五條第一項又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者

二 詐僞其ノ他ノ不正行爲ヲ以テ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者

三 自己ノ國民勞務手帳ヲ他人ヲシテ行使セシムル目的ヲ以テ交付シタル者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

一 第四條、第五條第二項、第十條又ハ第十四條ノ規定ニ違反シタル者

二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ國民勞務手帳ヲ提出又ハ返納セザル者

三 第九條ノ規定ニ違反シ記載若ハ報告ヲ爲シタル者

四 第十六條第一項ノ規定ニ違反シ出頭ニ應ゼズ又ハ報告ヲ怠リ若ハ虛僞ノ報告ヲ爲シタル者

五 第十六條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第十九條 使用者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第十七條第一號又ハ前條第一號乃至第四號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十條 第十七條第一號又ハ第十八條第一號乃至第四號ノ罰則ハ使用者ガ法人ナルトキハ理事、

取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 本法ハ罰則ヲ除クノ外國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

國ノ事業ニ關シテハ本法ノ適用ニ付命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 本法中使用者ニ關スル規定ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ在リテハ工業主ニ、工場管理人アル場合ニ於テハ工業主ニ、鑛業ニ在リテハ鑛業權者ニ、鑛業代理人アル場合ニ於テハ鑛業代理人ニ之ヲ適用ス

第二十三條 本法ノ適用ニ付テハ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者ガ同令ニ基キ交付ヲ受ケタル職業能力申告手帳ハ之ヲ國民勞務手帳ト看做ス

附　則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

國民勞務手帳法ノ施行期日ニ關スル件

（昭和十六年六月十四日勅令第七百三號）

國民勞務手帳法ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ同法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍內ニ於テハ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

國民勞務手帳法施行令（昭和十六年六月十四日勅令第七百四號）

第一條 從業者タラントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ就業スベキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ

第二條 國民勞務手帳ニ記載スベキ事項左ノ如シ

一　氏　名
二　出生ノ年月日
三　本　籍
四　居住ノ場所
五　兵役關係
六　學　歷
七　職業ノ經歷
八　從事スル職業名
九　就業ノ場所（二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ在リテハ主タル就業ノ場所）

十　給料又ハ賃銀ノ額

十一　國民職業能力申告令（以下申告令ト稱ス）第二條第一號ノ職業ニ從事シ又ハ從事シタル者ニ在リテハ同令ニ基ク技能程度

十二　申告令第二條第四號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ修了シタル課程ニ關スル事項

十三　申告令第二條第五號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ受ケタル檢定、試驗又ハ免許ニ關スル事項

十四　勞働者年金保險法ニ依ル被保險者ニ在リテハ被保險者資格ノ得喪及標準報酬等級

十五　其ノ他國民勞務手帳法（以下手帳法ト稱ス）ニ基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項

第三條　從業者使用者ノ同意ヲ得テ同時ニ他ノ使用者ニ從業者トシテ使用セラルル場合ニ於テハ國民勞務手帳ヲ使用者ニ提示スルヲ以テ足ル

第四條　手帳法第三條第一項及第二項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

一　國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレ使用セラルル者

二　其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

第五條　手帳法第三條第一項及本文ノ規定ニ依リ提出スル國民勞務手帳ニハ從前ノ使用者アリタル場合ニ於テハ其ノ使用者ノ使用セザルニ至リタル旨ノ第十五條ノ規定ニ依ル記載、同法第三條第

一項但書ノ規定ニ依リ提示スル國民勞務手帳ニハ同時ニ他ノ使用者ニ從業者トシテ使用セラルルモ異議ナキ旨ノ第七條第五項ノ規定ニ依ル記載アルコトヲ要ス

第六條　從業者ニシテ官吏若ハ待遇官吏タルモノ又ハ第四條各號ノ一ニ該當スルモノハ遲滯ナク國民勞務手帳ヲ使用者（同條第一號ニ該當スル者ニ在リテハ徵用ニ依ル使用者）ニ提出スベシ

第七條　使用者ハ第二項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ從業者ニ一時返付スル場合ヲ除クノ外其ノ者ヲ使用スル期間中國民勞務手帳ヲ保管スベシ

使用者從業者ヲ使用スル期間中ニ於テ從業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ國民勞務手帳ヲ其ノ者ニ一時返付スベシ

一　國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレタルトキ

二　使用者ノ同意ヲ得テ同時ニ他ノ使用者ニ從業者トシテ使用セラレントスルトキ

三　其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

國民勞務手帳ノ一時返付ヲ受ケタル從業者徵用ヲ解除セラレ、第三條ノ規定ニ依ル國民勞務手帳ノ提示ヲ了リ又ハ前項第三號ノ事由ナキニ至リタルトキハ遲滯ナク國民勞務手帳ヲ使用者ニ提出スベシ

使用者第二項第一號ニ該當スル事由ニ因リ國民勞務手帳ヲ從業者ニ一時返付セントスルトキ又ハ

同項同號ニ該當スル事由ニ因リ一時返付シタル國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ其ノ旨當該國民勞務手帳ニ記載スベシ

使用者第二項第二號ニ該當スル事由ニ因リ國民勞務手帳ヲ從業者ニ一時返付セントスルトキハ其ノ者ガ同時ニ他ノ使用者ニ從業者トシテ使用セラルルモ異議ナキ旨當該國民勞務手帳ニ記載スベシ

第八條 厚生大臣ノ指定スル事業ニ使用セラルル從業者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルニ因リ解雇セラレタルトキハ使用者ハ其ノ保管スル國民勞務手帳ヲ返還セザルコトヲ得但シ從業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ又ハ使用者從業者ノ退職ヲ承諾シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 從業者移動防止令第五條ノ規定ニ依リ當該從業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケタル者ニ雇入レラルルトキ

二 就業規則又ハ之ニ準ズベキモノニ依リ定ムル停年ニ達シタルトキ

三 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍部隊ニ編入セラレタルトキ

四 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレタルトキ

五 負傷、疾病又ハ老衰ノ爲業務ニ堪ヘザルトキ

六 其ノ他退職ニ付已ムヲ得ザル事由アルトキ

前項第五號又ハ第六號ノ事由ハ手帳法第六條ノ規定ニ依ル國民職業指導所長ノ裁定アリタルトキハ其ノ裁定シタル所ニ依リ同法第七條ノ規定ニ依ル地方長官ノ裁定アリタルトキハ其ノ裁定シタル所ニ依ル

使用者第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨル十四日以內ニ命令ノ定ムル樣式ニ依リ其ノ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨報告スベシ報告ヲ爲シタル後國民勞務手帳ヲ返還シタルトキ亦同ジ

使用者第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ三月間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ前項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第九條 國民職業指導所長前條第四項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ一年間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ從業者タリシ者ニ之ヲ交付スベシ但シ從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ交付スルコト能ハザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 手帳法第六條第一項ノ申立ハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以內

ニ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ、同法第七條第一項ノ申立ヘ第三項ノ規定ニ依ル裁定書ノ交付又ハ裁定ノ要旨ノ通知アリタル日ヨリ十四日以内ニ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ爲スベシ

地方長官又ハ國民職業指導所長ニ於テ宥恕スベキ事由アリト認ムルトキハ前項ノ期限經過後ニ於テモ仍申立ヲ受理スルコトヲ得

手帳法第六條第二項及第七條第二項ノ裁定ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲シ本人ニ交付シ併セテ其ノ要旨ヲ關係人ニ通知スベシ

第十一條 使用者ハ從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スルコト能ハザルトキハ事由ヲ具シ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

一　使用者手帳法第六條第二項又ハ第七條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキ

二　國民勞務手帳ニ手帳法ニ基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項以外ノ事項ノ記載アルトキ

三　國民勞務手帳ヲ檢閱セントスルトキ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ズルコトヲ得

一　詐僞其ノ他ノ不正行爲ヲ以テ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタルトキ

二　重ネテ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタルトキ

三　自己ノ國民勞務手帳ヲ他人ヲシテ行使セシメタルトキ

四　其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

第十四條 使用者從業者ノ使用ヲ開始シタルトキハ左ニ揭グル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ使用者從業者共同シテ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ從業者ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨報告スベシ

一　使用開始ノ旨

二　從業者ノ從事スル職業名及申告令ニ基ク技能程度

三　從業者ノ就業スル場所

第十五條 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ命令ノ定ムル樣式ニ依リ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベ

第十六條　使用者ハ從業者ニ關シ第二條第一號、第三號乃至第六號、第八號、第九號、第十一號乃至第十三號又ハ第十五號ニ揭グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ使用者從業者共同シテ十四日以內ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ從業者ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

使用者ハ從業者ニ關シ第二條第十四號ニ揭グル事項ニ變更アリタルトキハ十四日以內ニ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載スベシ

第十七條　前三條中報告ニ關スル規定ハ使用者ガ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ提出シタル從業者ヲ使用スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第十八條　使用者ハ從業者ニ對シ支給スル給料又ハ賃金ニ付左ニ揭グル事項ヲ第一號ニ揭グル事項ニ付テハ給料又ハ賃金ヲ支給シタル日タリ十四日以內ニ、第二號ニ揭グル事項ニ付テハ從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキ國民勞務手帳ニ記載スベシ

一　使用開始ノ際ノ給料月額又ハ其ノ直後ノ一賃金締切期間ノ平均賃金日額

二　使用セザルニ至リタル際ノ給料月額又ハ其ノ直前ノ一賃金締切期間ノ平均賃金日額

第十九條　前條ノ給料又ハ賃金ノ範圍及算定方法ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條　國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者從業者タラザル場合ニ於テ第二條第一號、第三號乃至第六號、第八號、第九號、第十一號乃至第十三號又ハ第十五號ニ揭グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ十四日以內ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ其ノ就業地（職業ニ從事セザル者ニ在リテハ居住地）ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

前項ノ報告ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ從前ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル場合ニハ命令ノ定ムル樣式ニ依リ之ヲ爲スベシ

第一項ノ規定ハ國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ交付ヲ受ケタル後國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケズシテ從業者タラザルニ至リタル者ニハ之ヲ適用セズ

第二十一條　國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タル者（同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）同令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ者ガ從業者タル場合ニ在リテハ使用者從業者共同シテ、從業者タラザル場合ニ在リテハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ニ其ノ旨記載シ十四日以內ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ國民職業指導所長ニ報告スベシ報告ヲ爲シタル後ニ於テ申告令第十一條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキ亦同ジ

前項前段ノ報告ハ申告令ニ依リ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ、同項後段ノ報告ハ國民

勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ就業地（職業ニ從事セザル者ニ在リテハ居住地）ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ

前條第二項ノ規定ハ第一項ノ報告ニ之ヲ準用ス

第二十二條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ死亡ノ際其ノ者ガ從業者タリシ場合ニ在リテハ使用者、從業者タラザリシ場合ニ在リテハ其ノ者ト同居ノ戶主又ハ家族ノ關係ニ在リタル者國民勞務手帳ニ其ノ旨記載シ十四日以內ニ當該國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ從前ノ就業地（職業ニ從事セザリシ者ナル場合ニ在リテハ從前ノ居住地）ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

第二十條第二項ノ規定ハ前項ノ報告ニ之ヲ準用ス

第二十三條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ關スル第十四條、第十六條第一項、第二十條及第二十一條ノ規定ニ依ル報告ハ同條ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ガ左ノ各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ十四日以內ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

一 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍部隊ニ編入セラレタル者

二 手帳法施行地外ニ旅行中ノ者

三 法令ニ因リ拘禁中ノ者

四 負傷、疾病其ノ他ノ事由ニ因リ報告ヲ爲スコト能ハザルノ狀況ニ在ル者

第十五條、第十六條第二項及第十八條ノ規定ニ依ル記載ハ使用者第七條第二項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ一時返付シタル場合ニ於テハ同條第三項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタル日ヨリ十四日以內ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

第二十四條 國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ就業地（職業ニ業事セザル者ニ在リテハ居住地）ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ申請スベシ

國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者從業者タルトキハ前項ノ申請ハ其ノ使用者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第二十五條 第四條乃至第十六條、第十八條、第二十一條、第二十二條及前條第二項ノ規定ハ國民勞務手帳ヲ提示シタル從業者ヲ使用スル使用者ノ使用關係ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第十六條、第十八條、第二十一條、第二十二條及前條第二項ノ規定ハ從業者國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレ使用セラルル者ナルトキハ徵用前ノ使用者ノ使用關係ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第二十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付スルコトヲ得

一　國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請アリタルトキ

二　使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキ

三　其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

國民勞務手帳ニ代ル證明書ニ記載スベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條　二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ其ノ者ガ從業者タルトキハ國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ニ使用セラレ就業スル場所ノ所在地ヲ以テ、本令ノ就業地ト看做シ就業ノ場所一定セザル者及船舶內ニ於テ就業スルノ常況ニ在ル者ニ付テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

附　則

本令中第二條第十四號及第十六條第二項ノ規定ハ勞働者年金保險法中被保險者資格ノ得喪及標準報酬等級ニ關スル部分ノ施行ノ日ヨリ、其ノ他ノ規定ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍內ニ於テハ同十六年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年九月三十日迄ニ從業者タルニ至リタル者ニシテ引續キ同年十月一日以後從業者タラントスルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用者（使用者二以上アルトキハ主タル使用者）ヲ經由シ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ

前項ノ申請ニ基キ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ昭和十六年九月三十日迄ニ第二條第一號、第三號乃至第九號又ハ第十一號乃至第十三號ニ揭グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ同年十月十四日迄ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ前項ノ申請ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スベシ但シ申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タル者（同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付當該變更ニ關シ同令第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依ル申告アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ報告ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ガ從業者タル場合ニ在リテハ國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

國民勞務手帳法施行規則

（昭和十六年六月十七日　厚生省令第二十四號）

第一條　國民勞務手帳法（以下手帳法ト稱ス）第一條ノ技術者及勞務者ハ別表ニ揭グル技術者及勞務者トス但シ第四號乃至第六號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ除ク

ニ該當スル者三十日ヲ超エテ引續キ便用セラルルニ至リクルトキハ此ノ限ニアラズ

一　帝國臣民ニ非ザル者

二　女子

三　工場法施行令第一條各號ノ一ノ事業ヲ營ム工場ニシテ工場法ノ適用ナキモノニ使用セラルル者

四　三十日以內ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者

五　使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラルル者

六　日日雇入レ使用セラルル者

七　臨時ニ土木、建築作業ニ從事スル者ニシテ之ヲ業トセザルモノ

第二條　國民勞務手帳ハ樣式第一號ニ依ル

第三條　國民勞務手帳法施行令（以下施行令ト稱ス）第一條、同令附則第二項及昭和十六年勅令第七百五號附則第二項ノ申請ハ樣式第二號ニ依リ之ヲ爲スベシ

前項ノ申請書ニ最近一年以內ニ撮影シタル寫眞（名刺版、正面半身、脫帽、臺紙ナキモノ）ヲ添附スベシ

國民職業指導所長特ニ必要アリト認ムルトキハ第一項ノ申請書ニ手帳法第十五條ニ規定スル證明書又ハ戶籍ノ抄本ノ添附ヲ求ムルコトヲ得

國民職業能力申告令ニ基ク職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケダル者從業者タラントスルトキハ第二項ニ規定スル寫眞ヲ其ノ就業スベキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ提出シ當該職業能力申告手帳ニ其ノ貼附ヲ受クベシ

第四條　從業者第十一條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ニ貼附シタル寫眞ノ再貼附ヲ受ケントスル場合ニ於テハ使用者ハ國民勞務手帳ヲ從業者ニ一時返付スベシ

第五條　施行令第八條第三項及第十五條ノ規定ニ依ル報告ハ樣式第三號ニ依リ之ヲ爲スベシ

第六條　施行令第十八條ノ給料又ハ賃金ノ範圍ハ給料、賃金、手當其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ從業者ヲ使用スル使用者ガ勞務ノ對償トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益トス但シ左ニ揭グルモノヲ除ク

一　實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク

二　賞與

三　臨時ノ給與

給料又ハ賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ價格ノ算定ハ賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ムル所ニ依ル

第七條　施行令第二十條第二項ノ規定ニ依ル報告ハ樣式第四號ニ依リ之ヲ爲スベシ

第八條　施行令第二十一條第三項ノ規定ニ依ル報告ハ樣式第五號ニ依リ之ヲ爲スベシ

第九條　施行令第二十二條第二項ノ規定ニ依ル報告ハ樣式第六號ニ依リ之ヲ爲スベシ

第十條　施行令第二十四條第一項ノ申請ハ様式第七號ニ依リ之ヲ爲スベシ

國民勞務手帳毀損シ又ハ餘白ナキニ至リタルニ因リ國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ前項ノ申請書ニ其ノ國民勞務手帳ヲ添附スベシ

第十一條　國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ヲ添附スベシ

第三條第二項及第三項ノ規定ハ第一項ノ申請ニ之ヲ準用ス但シ國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ再交付申請ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

國民勞務手帳亡失シタルニ因リ國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケタル者再交付ヲ受ケタル後元ノ國民勞務手帳ヲ發見シタルトキハ遲滯ナク再交付ヲ受ケタル國民職業指導所長ニ之ヲ返納スベシ

第十二條　國民勞務手帳ニ代ル證明書ハ様式第八號ニ依ル

第十三條　國民勞務手帳ニ代ル證明書ニ記載スベキ事項ハ施行令第二條第一號乃至第四號、第八號乃至第十號、第十四號及第十五號ニ揭グル事項トス

第十四條　手帳法第十六條第三項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第九號ニ依ル

附　則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍內ニ於テハ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年九月三十日迄ニ第三條第一項ノ申請ヲ爲サントスル者ハ同條第二項ニ規定スル寫眞ヲ添附セザルコトヲ得但シ寫眞ヲ添付セザル場合ニ在リテハ昭和十八月九月三十日迄ニ其ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ同條第二項ニ規定スル寫眞ヲ提出シ國民勞務手帳ニ其ノ貼附ヲ受クベシ

第三條第四項ノ規定ニ依ル寫眞ノ貼附ハ昭和十六年九月三十日迄ニ從業者タラントスル者ニ付テハ昭和十八年九月三十日迄ニ之ヲ受クルヲ妨ゲズ

様式第一號（用紙ノ大キサハ國定規格A6トス）

（表紙）

國民勞務手帳

厚生省

寫眞貼附欄

（1）

年月日交付

國民職業指導所長

印

（2）

氏名	
本籍	
居住ノ場所	
兵役關係	兵種及官等級
	役種
	徴集年又ハ任官年
學歷	
國民登錄指定ノ技能者養成施設	
國民登錄指定ノ檢定、試驗、免許	

出生 年月日生

（3）

職業ノ經歷

職業名	期間	技能程度	作業內容	就業ノ場所（所在地、名稱）
	自至			
	自至			
	自至			
	自至			
	自至			
	自至			

(4)

職業ノ經歷

職業名	期間	技能程度	作業內容	就業ノ場所（所在地、名稱）
	自至			
	自至			
	自至			

現ニ從事スル職業

職業名	技能程度	職業上ノ身分又ハ地位	經驗年數	年 ケ月	現在ノ就業ノ場所デ現在ノ職業ニ從事シ始メタ年月日	年月日

(5)

一 氏名及本籍異動欄

——氏名及本籍——

異動年月日	氏名又ハ本籍	本人印	使用者（住所、氏名）印	國民職業指導所印

(6)

二 兵役關係異動欄

——兵役關係——

異動年月日	兵役關係	本人印	使用者（住所、氏名）印	國民職業指導所印

(7)

三　學歷及之ニ類スル事項異動欄

異動年月日	學歷及之ニ類スル事項	本人印	使用者（住所、氏名）印	國民職業指導所印

（8）

四　居住ノ場所異動欄

異動年月日	居住ノ場所	本人印	使用者（住所、氏名）印	國民職業指導所印

（9）

七　給料及賃金欄

（年月日欄ニハ使用開始又ハ解用ノ年月日ヲ記入シ其ノ種別ヲ使用開始又ハ解用別欄ニ記入スルコト）

年月日	使用開始又ハ解用ノ別	給料又ハ賃金	本人印	使用者（住所、氏名）印	國民職業指導所印
		圓 銭			
		圓 銭			
		圓 銭			
		圓 銭			
		圓 銭			

（21）

八　勞働者年金保險關係事項欄

被保險者臺帳ノ記號及番號

異動年月日	被保險者資格事項	本人印	就業ノ場所（所在地、名稱）	使用者（氏名）印

（25）

九　其ノ他ノ事項欄

—項事ノ他ノ其—

年月日	記載事項	本人印	使用者（住所、氏名）印	出張所長印

(29)

一〇　補充欄

—補充—

年月日						出張所長印

(31)

注意

一、此の手帳は國民勞務手帳法第一條の從業者として就業し又は同法の規定による報告をするのに必要なものである。

二、此の手帳は他人に貸與又は讓渡してはならぬ。

三、此の手帳は重ねて交付を受ける事が出來ないので大切に保管しなければならぬ。萬一毀損し、亡失し又は餘白なきに至つた場合には國民職業指導所長に所定の手續をして再交付を受くることが出來る。但し毀損し餘白なきに至つた場合には此の手帳を添へて手續しなければならぬ。

四、左の場合には其の事項を此の手帳の所定欄に記入して報告しなければならぬ。

（イ）從業者を使用するに至つた場合。

（ロ）手帳記載の事項（給料、賃金又は勞働者年金保險關係の事項を除く）に異動を生じた場合。

五、從業者を使用する者は左に掲ぐる事項を此の手帳の所定欄に記入しなければならぬ。

（イ）使用を開始し又は使用を終了したる場合に於ける給料又は賃金。

（ロ）勞働者年金保險法に依る被保險者の資格に關する事項。

六、手帳には法令の規定に依り記入すべき事項以外の事項を記入してはならぬ。

七、記入方法

（イ）年月日は、例へば昭和一六、一〇、二二の如く記入すること。

（ロ）氏名には振假名を附すること。

（ハ）本籍の記事は、例へば愛媛縣松山市新町二丁目三二ノ一の如く記入すること。

（ニ）居住の場所の記事は、例へば東京市荏原區平塚八丁目一八二ノ二吉田明方の如く記入すること。

（ホ）學歷及之に類する事項欄には、學歷及國民登錄指定の技能者養成施設、檢定、試驗、免許を例へば何々青

年學校（本科）（昭和一六年三月卒）東京機械工養成所仕上科（昭和一五年修了）電氣事業主任技術者第二種（昭和一〇年）の如く記入すること。

（ハ）職業名は國民勞務手帳法施行規則別表に掲ぐる職業名を例へば旋盤工と記入すること。

（ト）作業内容は例へば旋盤工ならば英式六呎旋盤ヲ使用シ主トシテチヤック作業ニ從事スと記入すること。

（チ）技能程度は國民職業能力申告令施行規則別表技能程度申告標準に依りその等級を記入すること。

（リ）使用者は從業者を使用するに至つた場合には例へば次の如く記入すること。

五　就業ノ場所欄

年月日	使用開始又ハ轉用ノ日	就業ノ場所（所在地、名稱）	本人印	使用者（住所、氏名）印	國民職業指導所印
昭和一六、一〇、二	使用開始	東京市澁谷區千駄ヶ谷四丁目五八〇 久保田熔接所	（田中）	東京市澁谷區千駄ヶ谷四丁目五八〇 久保田良㊞	

六　職業名及技能程度

年月日	職業名	作業内容	技能程度	本人印	使用者（住所、氏名）印	國民職業指導所印
昭和一六、一〇、二	熔接工	ガスニ依ル銅板（厚物）ノ熔接	3級	（田中）	東京市澁谷區千駄ヶ谷四丁目五八〇 久保田良㊞	

（ヌ）使用者は從業者が現職の儘徴用せられたるときは應徴、又現職の儘徴用せられたるものが徴用解除せられ復歸した場合には徴用解除復歸と「九　其ノ他ノ事項欄」に各記入すること。

（ル）使用者が從業者に同時に他の使用者に使用せられるも差支へなき旨の同意を與へて手帳を一時返付する場合に於ては「九　其ノ他ノ事項欄」に何々工場ニ同時使用同意と記入すること。

（ヲ）使用者は從業者を使用せざるに至つたときは「五　就業ノ場所欄」に使用開始のときに倣ひ解用と記入すること。

八、左の樣な場合には處罰せられるから注意すること。

（イ）此の手帳がなくて就職した場合又は此の手帳のないものを使用した場合。

（ロ）二重に手帳の交付を受けたり、詐僞其の他の不正行爲に依り手帳の交付を受けた場合。

（ハ）此の手帳を他人に貸與したり又は讓渡した場合。

（ニ）使用者が從業者を使用せざるに至つた時に故なくして手帳を返還しなかつた場合。

（ホ）法令で定められた事項の記入又は報告を怠つた場合。

（ヘ）手帳に法令で定められた事項以外の勝手な事項を記入した場合。

（裏紙）

（面表）

様式第二號（用紙ノ大サハB5國定規格トス）

國民勞務手帳交付申請書

（記入心得ヲヨクヨミ記入セラルルコト）　検印

氏名	職業ノ經歴	申告技能程度	現ニ就ク職業名	雇入年月日

氏名及生年月日	本籍	住所ノ場所	兵役關係	學歴	國民學校初等科修了ノ年月	其ノ他ノ經歴	出生ノ年月
印 年 月 日生	都道府縣 市郡 區町村 大字 町 番地	都道府縣 市郡 區町村 大字 町 番地	都道府縣 市郡 區町村 大字 町 番地	(一)官公立學校ノ種別 (二)修業ノ年限 (三)卒業又ハ修了ノ年月 (四)退學ノ年月	(一)國民學校初等科修了ノ年月 (二)修了ノ年月	(一)國民學校高等科修了ノ年月 (二)修了ノ年月	國民學校初等科ノ入學ノ年月 國民學校高等科ノ入學ノ年月

記號番號	職名	技能程度	申告	檢	氏名

雇入ノ際ノ職業			就業ノ場所	期間	程度	技能	職業名
(一)職業ノ名稱	(二)職業上ノ地位ハ	(三)作業ノ内容	(所在地ノ名稱)	年 月	年 月	年 月	
(一)經歴 (二)賃金 (三)勤怠 (四)技能 (五)其ノ他							

雇入ノ際ノ職業			就業ノ場所	期間	程度	技能	職業名
(一)職業ノ名稱	(二)職業上ノ地位ハ	(三)作業ノ内容	(所在地ノ名稱)	年 月	年 月	年 月	
(一)經歴 (二)賃金 (三)勤怠 (四)技能 (五)其ノ他							

記號番號	出生年月	學歴	本籍	住所氏名	經由使用者	雇入ノ際ノ職業	就業ノ場所	期間	程度	技能	職業名
	年 月	年 月 卒業	都道府縣 市郡 區町村 大字 町 番地	印	年 月 日申請	(一)職業ノ名稱 (二)職業上ノ地位ハ (三)作業ノ内容	(所在地ノ名稱)	年 月	年 月	年 月	
		年 月 卒業									
		年 月 卒業									
		年 月 卒業									
		年 月 卒業									
		年 月 卒業									
		年 月 卒業									

其ノ他	兵役	氏名
	本籍	

（面　裏）

異動事項	年月日	使用開始又ハ停用	職業名	作業内容	技能程度	給料又ハ賃金	就業ノ場所（所在地名稱）	異動事項	異動年月日	居住ノ場所
職業名、作業内容、就業ノ場所	年 月 日							居住ノ場所	年 月 日	
備考								事項欄		
								職業指導所	受	發

様式第三號甲（用紙ノ大サハ國定規格B5トス）

從業者解用報告

從業者ノ就業シタル場所	所在地						
	名稱						
解用年月日	從業者ノ氏名	生年月日	職業名	國民勞務手帳記號、番號	手帳返還ノ濟否	手帳ヲ返還セザルトキハ其理由	
計	人						

右解用ノ旨國民勞務手帳法施行令第十五條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ニ記入致置候

年　月　日

使用者住所

氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名）　㊞

國民職業指導所長宛

備考　一、國民勞務手帳ヲ返還シタル從業者ト返還セザル從業者トハ各別紙ニ一括記入スルコト

様式第三號乙（用紙ノ大サハ國定規格B5トス）

國民勞務手帳返還報告

從業者ノ就業シタル場所	所在地					
	名稱					
解用報告提出年月日	國民勞務手帳返還年月日	從業者ノ氏名	國民勞務手帳記號、番號	手帳返還ノ理由		
計						人

年　月　日

使用者　住所

氏　名（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名）　㊞

國民職業指導所長宛

備考　一、本樣式ニ依ル報告ハ使用者樣式第三號甲ニ依ル從業者解用報告ヲナシタル後從業者ニ國民勞務手帳ヲ返還シタルトキニ爲スベキモノトス

様式第四號（用紙ノ大サハ國定規格B5トス）

國民勞務手帳記載事項ノ異動報告

國民勞務手帳ノ記載事項	國民勞務手帳記號、番號	國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ノ住所氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名）	國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル國民職業指導所名
就業ノ場所	職業名及職業名		
居住ノ場所	本籍	氏名	出生年月日
		所在地	
		名稱	
異動事項	異動ノ年月日	國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ニ依リ解用セラレタル年月日	
		年　月　日	
		異動記事	

年　月　日

住所

氏　名　㊞

國民職業指導所長宛

備考　一、本樣式ニ依ル報告ハ從前ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ國民勞務手帳ノ提示ニ依リ報告ヲ爲スコト能ハザル場合ニ爲スベキモノトス

二、國民勞務手帳ノ記號番號不明ノトキハ手帳ノ交付ヲ受ケタル國民職業指導所名及年月ヲ同欄ニ記入スルコト

三、異動事項欄ニハ例ヘバ住所ノ異動報告ノ場合ニハ住所ト記入スルコト

様式第五號（用紙ノ大サハ國定規格B5トス）

國民職業能力申告令第十一條該當ニ關スル報告

國民勞務手帳ノ記載事項			
記號、番號			
氏名			
本籍			
居住ノ場所			
職業名及就業ノ場所	職業名		
	名稱	所在地	
出生	年 月 日生		

國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ノ住所氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名）

國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ニ依リ解用セラレタル年月日

國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル國民職業指導所名

申告令第十一條ニ該當スルニ至リタル年月日

申告令第十一條ニ該當セザルニ至リタル年月日

國民職業指導所長宛

年 月 日

使用者 住所
氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名） ㊞

備考 一、本様式ニ依ル報告ハ國民勞務手帳法施行令第二十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲スベキ場合ニ於テ從前ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル爲手帳ノ提示ニ依リ報告ヲ爲スコト能ハザルトキニ爲スモノトス

様式第六號（用紙ノ大サハ國定規格B5トス）

國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ死亡報告

死亡者ノ國民勞務手帳ノ記載事項			
記號、番號			
氏名			
本籍			
居住ノ場所			
職業名及就業ノ場所	職業名		
	名稱	所在地	
出生	年 月 日生		

國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ノ住所氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名）

國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ニ依リ解用セラレタル年月日

國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル國民職業指導所名

國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ死亡年月日

年 月 日

報告義務者 住所
氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名） ㊞

國民職業指導所長宛

備考 一、本様式ニ依ル報告ハ國民勞務手帳法施行令第二十二條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲スベキ場合ニ於テ從前ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル爲手帳ノ提示ニ依リ報告ヲ爲スコト能ハザルトキニ爲スモノトス

様式第七號（用紙ノ大サハ國定規格B5トス）

國民勞務手帳再交付申請書

記號、番號			
元ノ國民勞務手帳ノ記載事項	氏名		
	本籍		
	居住ノ場所		
	職業名及就業ノ場所	職業名	
		所在地	
		種	
	出生	年 月 日生	
再交付申請ノ理由			
其ノ他參考トナルベキ事項			

元ノ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル國民職業指導所名

右國民勞務手帳再交付相成度此段及申請候也

年 月 日

經由使用者 住所
名稱
氏名 ㊞

再交付申請者 住所
氏名 ㊞

國民職業指導所長宛

備考
一、本申請書ニハ申請前一年以内ニ撮影シタル寫眞（名刺判、正面半身、脫帽、裏紙ナキモノ）一葉ヲ添付スルコト
二、國民勞務手帳毀損シ又ハ紛失シタルニ因リ再交付ヲ受ケントスルトキハ其ノ國民勞務手帳ヲ添附スルコト
三、國民勞務手帳亡失シタルニ因リ再交付ヲ受ケントスルトキハ再交付申請ノ理由欄ニ其ノ事由ノ詳細ト年月日ヲ記入スルコト
四、職業名及就業ノ場所欄ニハ再交付申請者ガ從業者ナル場合ニアリテハ現在職業名及就業ノ場所ヲ、從業者タリシ者ニアリテハ從業者トシテノ最後ノ職業名及就業ノ場所ヲ記入スルコト

様式第八號（用紙ノ大サハ國定規格A6トス）

（表面）

國民勞務手帳ニ代ル證明書

番號

本籍 道府縣 郡市 町村大字 區町 番地

居住場所 道府縣 郡市 町村大字 區町 番地

就業ノ場所 年 月 日生

氏名

本證明書ハ 年 月 日マデ前記ノ就業ノ場所ニ於テ就業スル場合ニ限リ有效トス

左ノ場合ニハ本證明書ノ交付ヲ受ケタル者ハ直ニ本證明書ヲ返納スベシ

一、國民勞務手帳ノ交付ヲ受クルトキ

二、前記ノ就業ノ場所ニ於テ就業セザルニ至リタルトキ

三、本證明書ノ有效期間經過シタルトキ

年 月 日

國民職業指導所長 ㊞

（裏面）

使用開始	職業名	就業ノ場所	異動欄				勞働者年金保險ニ關スル事項	解用	摘要
年月日	作業內容		異動年月日	異動記事				年月日	
使用開始ノ際ノ給料又ハ賃金								解用ノ際ノ給料又ハ賃金	
本人印			本人印					使用者印	
使用者印			使用者印						

使用者ハ本證明書ヲ保管シテ本欄所定ノ事項ヲ記入シ且氏名、本籍、居住ノ場所及職業名ニ異動アリタルトキハ其ノ旨異動欄ニ記入シ置キ解用ノ際本人ニ返還スルモノトス

國民勞務手帳ニ關スル臨檢票

（裏面）

樣式第九號（用紙ノ大サハ國定規格A7トシ中央線ノ所ヨリ二ツ折トス）

國民勞務手帳法第十六條　厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ第一條ニ掲グル事業ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

國民勞務手帳法第十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

五　第十六條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタル者

國民勞務手帳法施行規則第十四條　手帳法第十六條第三項ノ規定ニ依ル證票ハ樣式第九號ニ依ル

第　號　年　月　日交付

官　職

厚生省、廳
府縣又ハ國
民職業指導
所印

氏　名

（裏面）

（別表）

國民勞務手帳法第一條ノ技術者及勞務者

一　鑛山技術者	採炭、選炭、採鑛、選鑛、採油又ハ採鑛ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
二　冶金技術者	金屬ノ製錬、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
三　機械技術者	陸、舶及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又ハ金屬ノ壓延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
四　電氣技術者	電動機、發電機、變壓器等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取付、修繕若ハ取扱又ハ發變電若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
五　電氣通信技術者	有線電信電話機、無線電信電話機（放送用ヲ含ム）、電視裝置、電寫裝置電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取付、修繕又ハ取扱ニ關ス

六	航空機技術者
七	造船技術者
八	化學技術者
九	鑛業技術者
一〇	食料品技術者
二	醸造技術者
三	紡績技術者
三	染色技術者

ル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ（航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク）

造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

製糖、製粉、繊詰、冷凍又ハ其ノ他ノ飲食料品嗜好品ノ製造加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

醸酵法ニ依ル酒精飲料、アセトン、アルコール等ノ製造ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

製絲、紡績、織布等ノ作業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

織物、皮革等ノ染色、漂白、精練等ノ作業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

一四	木工技術者
一五	土木技術者
一六	建築技術者
一七	特殊技術者
一八	航空機搭乘員
一九	氣象技術者
二〇	鑛夫
	一 採炭夫
	二 坑內運炭夫

製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

道路、橋梁、鐵塔、港灣、河川、砂防、鐵道、軌道、隧道、索道、上下水道又ハ其ノ他ノ土木ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

紡織工業ノ鑛業技術者、化學工業及鑛業ノ林業技術者又ハ印刷、被服製造、身ノ廻リ品製造、人造板製造ノ工業ノ技術者ニシテ第一號乃至第一六號ニ屬セザルモノ

航空士、航空機操縱士、航空機關士タルモノ

氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ關スル技術ニ從事又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

石炭又ハ亞炭ノ採掘又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルモノ（手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム）

炭坑坑內ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ從事スルモノ（坑內ノ軌道夫ヲ含ミ、坑外ノ運炭ノミニ從事スルモノヲ除ク）

三 炭坑支柱夫　炭坑坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルモノ
四 機械選炭夫　炭坑又ハ亞炭坑ニ於テ機械ニ依ル石炭ノ選別作業ニ從事スルモノ
五 採鑛夫　鑛物ノ採掘又ハ探鑛作業ニ從事スルモノ（手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム）
六 鑛山支柱夫　鑛山坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルモノ
七 坑内運鑛夫　鑛山坑内ニ於テ主トシテ鑛物ノ運搬作業ニ從事スルモノ（坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運鑛ノミニ從事スルモノヲ除ク）
八 機械選鑛夫　鑛山ニ於テ機械ニ依ル鑛物ノ選別作業ニ從事スルモノ（大割夫ヲ含ム）
九 石油鑛夫　石油山ニ於テ鑿井又ハ汲油ノ作業ニ從事スルモノ
一〇 鑛業作業夫　採炭、選炭、採礦、選礦、採油又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルモノニシテ（一）乃至（九）ニ屬セザルモノ
一一 土石採取夫　岩石、砂利、陶土等ノ土石ノ採取作業（露天採掘作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ

三 職工

一二 製鉄工　（イ）製錬工作業者　銑鐵又ハフエロアイノ製錬作業（熱風爐操作ヲ含ム）ニ從事スルモノ
一三 製鋼工　鋼ノ製錬作業（造塊及焙燒ノ作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ

一四 非鐵金屬製錬工　非鐵金屬ノ濕式製錬乾式製錬又ハ電氣精錬ノ作業（造塊作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ
一五 金屬製錬工　金屬ノ製錬事業ニ從事スルモノニシテ（一二）乃至（一四）ニ屬セザルモノ
一六 非金屬製錬工　硫黄、砒素等非金屬ノ精錬作業ニ從事スルモノ

一七 製圖手　（ロ）製圖、現圖作業者　製圖又ハ寫圖ノ技術的作業（設計ノ補助作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ
一八 現圖工　現圖展開作業又ハ型板取（現圖木型作）作業ニ從事スルモノ

（ハ）金屬材料ノ製造加工作業者
一九 金屬熔融工　鑄物用又ハ合金用ノ金屬熔融作業ニ從事スルモノ
二〇 操爐工　金屬加熱爐ノ操作ニ從事スルモノ
二一 壓延伸張工　金屬ノ箔、線、棒、管、條、板又ハタイヤノ製造ノ爲機械ニ依ル金屬ノ壓延、伸張、引拔、押出等ノ加工作業ニ從事スルモノ
二二 鑄物工　鐵、鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造作業（ダイカスト鑄造作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ
二三 鍛工　鍛冶又ハ鍛造ノ作業（プレスニ依ル火造作業ヲ含ミ且農具鍛冶、金具鍛

二四 熱處理工 冶、車鍛冶及刃物製造鍛冶ヲ除ク）ニ從事スルモノ
金屬ノ燒入、燒鈍、燒戻、燒準、滲炭、窒化等ノ熱處理作業ニ從事スルモノ

二五 撚線工 金屬ノ撚線又ハ合線ノ製造作業（鋼索製造作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ

二六 剪斷工 剪斷機ニ依ル金屬切斷作業ニ從事スルモノ

二七 金屬加工工 金屬材料ノ製造加工作業ニ從事スルモノニシテ（一九）乃至（二六）ニ屬セザルモノ

（二） 機械器具ノ製作作業者

二八 罫書工 金屬加工ノ爲罫書及必出ノ作業ニ從事スルモノ

二九 旋盤工 普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多數バイト旋盤、模寫旋盤、正面旋盤、竪旋盤、專門旋盤等ノ旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三〇 タレット工 タレット旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三一 中グリ工 中グリ盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三二 研磨工 研磨盤、ラップ盤、艶出盤又ハ砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三三 ボール盤工 ボール盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三四 平削工 平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三五 形削工 形削盤又ハ竪削盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三六 フライス工 フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三七 歯切工 歯切盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三八 特殊機械工 工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノニシテ（二八）乃至（三七）ニ屬セザルモノ

三九 非金屬機械工 旋盤、研磨盤又ハボール盤其ノ他各種工作機械ニヨルゴム、陶磁器又ハベークライト等木材以外ノ非金屬ノ加工作業ニ從事スルモノ

四〇 鐵木工 造船ニ於テ現圖木型ニ依ル罫書又ハ鋼材ノ現場取付組立ノ作業ニ從事スルモノ（船臺大工ヲ含ム）

四一 搆鐵工 船體用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業（機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ

四二 鳶工 コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ從事スルモノ

四三 鈑打工 鈑燒、當盤、鈑打ノ鉸鈑作業ニ從事スルモノ

四四 板金工 主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板ノ加工組立作業ニ從事スルモノ（ブリキ

四五	金属プレス工	職及鋼打物職ヲ含ム） 主トシテプレスニ依ル金属加工作ニ従事スルモノ
四六	鋼管工	主トシテ艦船用ノ金属板及管ノ加工作業ニ従事スルモノ
四七	配管工	金属管ノ加工取付作業ニ従事スルモノ（鉛工ヲ含ム）
四八	製罐工	汽罐、水槽、煙突、復水器等ノ鋼板類製品ノ加工組立作業ニ従事スルモノ
四九	熔接工	電氣又ハガスニ依ル金属ノ熔接又ハ燒切ノ作業ニ従事スルモノ
五〇	鐵工	鐵材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ従事スルモノニシテ（四〇）乃至（四九）ニ属セザルモノ
五一	金属彫刻工	金属板其ノ他金属材料ノ彫刻作業ニ従事スルモノ
五二	光學ガラス工	レンズ、プリズム、レベル、反射鏡、船舶信號用ガラス等ノ光學ガラスノ荒摺、研磨、心取等ノ作業又ハバルサム作業ニ従事スルモノ
五三	目盛工	手作業、機械作業又ハ化學作用ニ依ル目盛作業（文字書作業ヲ含ム）ニ従事スルモノ
五四	針金細工工	金属製ノ網、綱等製造ノ作業ニ従事スルモノ
五五	電線被裝工	電線又ハ電纜ノ被覆、鎧裝又ハ被鉛ノ作業ニ従事スルモノ

五六	巻線工	電線コイルノ巻線作業（手巻作業ヲ含ム）ニ従事スルモノ
五七	絶縁工	電氣装置及器具ノ絶縁被覆作業ニ従事スルモノ
五八	電池工	蓄電池、濕電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ（光電池製造作業ニ従事スルモノヲ除ク）
五九	眞空管類排氣工	白熱電球、放電燈、眞空管、エックス線又ハ管其ノ他各種眞空管類ノ排氣作業ニ従事スルモノ
六〇	水晶工	電氣通信機用水晶ノ加工作業ニ従事スルモノ
六一	義肢工	義肢ノ皮部製作及仕上組立作業ニ従事スルモノ
六二	綱具工	帆、索具、防舷物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取付ノ作業（錨及鎖ノ取付作業ヲ含ム）ニ従事スルモノ
六三	機器製作工	機械器具製作ノ作業ニ従事スルモノニシテ（五一）乃至（六二）ニ属セザルモノ
六四	工具仕上工	（ホ）機械器具ノ仕上、組立、修繕作業者 切削工具、剪断工具、セリダシ工具、ゲージ、ジク、金型、計測器類（度量衡法ニ依ラザルモノ）、ネヂ切削用補助工具、其ノ他ノ工具、鑢、鋸又ハ刃物ノ仕上、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ

六五　仕上工　主トシテ鑢、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業（簡單ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ

六六　電機組立工　電動機其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

六七　電氣通信機組立工　電機通信用機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

六八　精密組立工　度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器（時計ヲ含ム）、兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

六九　機械組立上　原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

七〇　航空機組立工　航空機ノ仕上、組立、艤裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

七一　自動車工　自動車ノ仕上、組立、艤裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

七二　艤裝工　艦船ノ艤裝作業ニ從事スルモノ

（ハ）　化學製品ノ製造作業者

七三　硫酸工　硫酸製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

七四　鹽酸工　鹽酸製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

七五　硝酸工　硝酸製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

七六　ソーダ工　炭酸ソーダ、苛性ソーダ、金屬ソーダ其ノ他ノソーダ鹽又ハカリ鹽ノ製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

七七　カーバイド電爐工　カーバイド製造用電氣爐ノ操作ニ從事スルモノ

七八　壓縮ガス工　水素、酸素、炭酸ガス、亞硫酸ガス、鹽素ガス、鹽化メチレン、鹽化メチル等ノ液化ガス又ハ壓縮ガスノ製造作業（原料ガス發生作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ

七九　工業藥品工　工業藥品製造ノ化學工程ニ從事スルモノニシテ（七三）乃至（七八）ニ屬セザルモノ

八〇　アルミナ製造工　アルミナ製造ノ化學工程（氷晶石製造作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ（アルミニウム精錬ノ作業ニ從事スルモノヲ除ク）

八一　人造研磨材製造工　カーボランダム、アランダム又ハ其ノ他ノ人造研磨材及人造砥石ノ製造工程ニ從事スルモノ（旋盤ニ依ル仕上工ヲ除ク）

八二　人造肥料工　硫安、石灰窒素、カリ肥料等ノ人造肥料製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

八三　硝化綿工　硝化綿製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

八四 火薬類工	火薬類又ハ化學兵器ノ製造作業ニ從事スルモノ（マツチ製造作業ニ從事スル者ヲ除ク）
八五 火工工	彈ノ火薬又ハ火工兵器ノ加工、裝塡又ハ修理ノ作業ニ從事スルモノ
八六 染料工	染料製造工場ニ於テタール染料又ハ其ノ中間體ノ製造ノ化學工程ニ從事スルモノ
八七 顏料塗料工	顏料、ボイル油又ハワニスノ製造作業ニ從事スルモノ
八八 アンモニヤ合成工	合成法ニ依ルアンモニヤ製造ノ化學工程（原料ガス發生及觸媒製造ノ作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ
八九 油脂工	動植物油脂ノ抽出、精製、分解、鹼化又ハ硬化ノ作業ニ從事スルモノ
九〇 石炭乾溜工	石炭乾溜ニ依ル石炭ガス、コークス又ハタールノ製造作業（石炭ノ低溫乾溜作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ
九一 タール分溜工	タールノ分溜、精製ノ方法ニ依ルベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタリン、石炭酸等ノ化學製品ノ製造作業ニ從事スルモノ
九二 人造石油工	人造石油製造ノ化學工程ニ從事スルモノ
九三 石油工	石油ノ蒸溜、分解、精製又ハ洗滌作業ニ從事スルモノ
九四 ガス發生爐工	發生爐ガス又ハ水性ガスノ製造作業ニ從事スルモノ

九五 合成ゴム工	ゴム合成ノ作業ニ從事スルモノ
九六 ゴム工	ゴム原料ノ配合、混合等ノ精練作業（再生ゴム製造作業ヲ含ム）又ハタイヤ、ゴム靴、ゴム底足袋若ハゴム引防水布ノ製造作業ニ從事スルモノ
九七 セルロイド工	セルロイド、醋酸纖維素又ハ纖維素エーテルノ製造ノ化學工程ニ從事スルモノ
九八 人造レジン工	ベークライト其ノ他合成樹脂ノ原料製造ノ化學工程ニ從事スルモノ
九九 パルプ工	製紙用又ハ人絹用ノパルプ製造作業ニ從事スルモノ
一〇〇 製紙工	紙料製造又ハ原紙抄造ノ作業ニ從事スルモノ
一〇一 人絹工	人造絹絲、人造短纖維又ハセロフアンノ製造ノ化學工程ニ從事スルモノ（漂白及洗滌ノ作業ニ從事スルモノヲ除ク）
一〇二 電極工	炭素電極ノ製造作業ニ從事スルモノ
一〇三 化學電爐工	化學製品製造用電氣爐（カーバイト製造用電氣爐ヲ除ク）ノ操作ニ從事スルモノ
一〇四 寫眞化學工	フイルム、乾板、印畫紙又ハ現像藥其ノ他ノ寫眞用品製造ノ化學工程ニ從事スルモノ
一〇五 化學品製造工	化學製品ノ製造工程ニ從事スルモノニシテ（八〇）乃至（一〇四）ニ屬セザルモノ

ルモノ

（ト）窯業、土石類ノ加工作業者

一〇六　窯業原料工　陶磁器、煉瓦、セメント又ハガラス等ノ原料ノ粉砕、精製、調合又ハ釉薬ノ調製等ノ作業ニ従事スルモノ

一〇七　成型工　陶磁器、煉瓦等ノ手成型、プレス成型又ハ型打等ノ作業ニ従事スルモノ（旋盤ニ依ルモノヲ除ク）

一〇八　施釉工　陶磁器、タイル、琺瑯品又ハ七寶燒ノ釉藥掛ケノ作業ニ従事スルモノ

一〇九　焼成工　セメント、陶磁器、煉瓦、琺瑯品等ノ燒成又ハ燒附ノ作業ニ従事スルモノ

一一〇　ルツボ工　金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理作業ニ従事スルモノ

一一一　ガラス熔融工　ガラス原料ノ熔解作業ニ従事スルモノ

一一二　ガラス吹工　壜、管又ハ球ノ手吹若ハ機械吹作業ニ従事スルモノ（冷シ工ヲ含ム）

一一三　板ガラス製造工　引上法又ハ圓筒法等ニ依ル板ガラス製造ノ作業ニ従事スルモノ（冷シ工ヲ含ム）

一一四　型物ガラス工　機械又ハ押型ニ依ル型物ガラス、壜等ノ製造ノ作業ニ従事スルモノ（冷シ工ヲ含ム）

一一五　ガラス銀引工　鏡、反射鏡等ガラスノ銀引作業ニ従事スルモノ

一一六　特殊ガラス工　光學ガラス、鋼ガラス、硬質ガラス、フイルター、安全ガラス等ノ特殊ガラスノ製造作業（ガラスノ熱處理作業ヲ含ム）ニ従事スルモノ

一一七　ガラス加工工　摺ガラス、カットグラス又ハ强化ガラス等ガラスノ加工又ハ細工ニ従事スルモノ

一一八　石綿工　石綿ノ紡織又ハ保溫材スレート等石綿製品製造ノ作業ニ従事スルモノ

一一九　保温工　保溫材取附作業ニ従事スルモノ

一二〇　窯業工　窯業製品製造ノ作業ニ従事スルモノニシテ（一〇六）乃至（一一九）ニ屬セザルモノ

（チ）紡織品、被服身裝品製造作業者

一二一　起毛、剪毛工　織物ノ起毛作業又ハ剪毛作業ニ従事スルモノ

一二二　フエルト工　フエルト（フエルト帽體ヲ含ム）製造ニ於テ洗毛、開毛又ハ縮絨又ハ壓搾ノ作業ニ従事スルモノ

一二三　精練漂白工　絲、布其ノ他紡織品ノ精練又ハ漂白作業ニ従事スルモノ

一二四　浸染工　手ニ依ル捺染、引染又ハ浸染ノ作業ニ従事スルモノ（染物職ヲ除ク）

一二五　機械捺染工　機械ニヨル捺染ニ於テ縫合セ、糊抜、捺染、蒸熟又ハ水洗ニ従事スルモノ

一二六 編組工
レース編、メリヤス編又ハ組紐等ニ於テ絲巻、編立、仕上ノ作業ニ從事スルモノ

一二七 洗濯工
洗張、湯殿斗又ハ洗濯ノ作業ニ從事スルモノ

一二八 製綱工
纖維製ノ綱（藁製品ヲ除ク）ノ製造作業ニ從事スルモノ

一二九 製網工
纖維製ノ網（藁製品ヲ除ク）ノ製造作業ニ從事スルモノ

一三〇 布縫工
帆布、翼布、各種テント又ハ軍用被服身裝品ノ製造ニ於ケル裁斷、縫製加工ノ作業ニ從事スルモノ

一三一 紡織品製造工
紡織品又ハ被服身裝品ノ製造作業ニ從事スルモノニシテ（一二一）乃至（一二〇）ニ屬セザルモノ

一三二 文選、植字、解版工
（リ）印刷、紙製品製造工
文選、植字又ハ解版ノ作業ニ從事スルモノ

一三三 活字鑄造工
活字ノ鑄造作業ニ從事スルモノ

一三四 製版、紙型工
紙型取リ、凸版、凹版、平版（石版、オフセット版、グラビヤ版）又ハ寫眞版等印刷原版ノ製造作業ニ從事スルモノ

一三五 印刷工
印刷作業ニ從事スルモノ（印刷機械ノ運轉ニ從事スル者ヲ除ク）

一三六 特殊寫眞工
工業用寫眞、水中寫眞、航空寫眞、活動寫眞又ハ高速度寫眞ノ撮影、現像若ハ燒付ノ作業ニ從事スルモノ

一三七 製本工
製本作業ニ從事スルモノ

一三八 印刷、紙製品製造工
印刷又ハ紙製品製造ノ作業ニ從事スルモノニシテ（一三一）乃至（一三七）ニ屬セザルモノ

（ヌ）皮革、骨、羽毛品類製造作業者

一三九 革縫工
藥嚢、雜嚢、鞄又ハ靴等ノ皮革品ノ製造ニ於テ機械ニ依ル裁斷、縫製加工ノ作業ニ從事スルモノ

一四〇 馬鞍工
革製馬鞍又ハ馬具ノ組立、仕上ノ作業ニ從事スルモノ

一四一 皮革、骨、羽毛加工工
皮革、骨、羽毛品類製品ノ製造作業ニ從事スルモノニシテ（一三九）及（一四〇）ニ屬セザルモノ

（ル）木製品製造作業者

一四二 製材工
機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ從事スルモノ

一四三 調木工
パルプ製造ニ於テ皮剝、切斷又ハ碎木ノ作業ニ從事スルモノ

一四四 合板工
合板ノ製造作業（薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ

一四五 人造板製造工
各種テックス類製造ノ作業ニ從事スルモノ

一四六 コルク加工工
コルク板、壜栓等ノ製造ニ於テ粉碎、調合、壓搾ノ作業ニ從事スルモノ

一四七　木　工

一四八　建具指物工

一四九　木　型　工

一五〇　雑貨木型工

一五一　造　舟　工

一五二　車　大　工

一五三　木製品工

一五四　精　穀　工

一五五　製　粉　工

一五六　菓子パン製造工

一五七　製　綿　工

艦船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業（墨附作業ヲ含ム）ニ従事スルモノ

建具、指物ノ製造作業ニ従事スルモノ

鋳物用木型ノ製造作業ニ従事スルモノ

帽子木型、足袋木型又ハ陶器木型等ノ製造作業ニ従事スルモノ

木造船ノ建造作業（短艇製造作業ヲ含ム）ニ従事スルモノ

荷車等木造車ノ製造作業ニ従事スルモノ

木製品ノ製造作業ニ従事スルモノニシテ（一四二）乃至（一五二）ニ属セザルモノ

（ヲ）　飲食料品、嗜好品製造作業者

米、麦等穀類ノ籾摺、搗精又ハ選別ノ精穀作業ニ従事スルモノ

小麦粉、片栗粉又ハ晒餡等製造ニ於ケル原料選別、粉砕、水晒又ハ乾燥ノ作業ニ従事スルモノ

菓子又ハパンノ製造作業ニ従事スルモノ

砂糖製造ニ於テ甘蔗又ハ甜菜ノ裁断、圧搾、滲出、蒸発、分蜜又ハ精製ノ作業ニ従事スルモノ

一五八　味噌、醤油、酢醸造工

一五九　酒類製造工

一六〇　清凉飲料製造工

一六一　罐詰、壜詰食料品製造工

一六二　煙草製造工

一六三　製氷冷凍工

一六四　食品製造工

味噌、醤油又ハ酢ノ醸造作業ニ従事スルモノ

清酒、焼酎又ハ味淋等ノ和酒若ハ麦酒、葡萄酒、白酒又ハ混成酒等ノ酒類製造作業ニ従事スルモノ（杜氏ヲ含ム）

サイダー、ラムネ又ハシロップ等清凉飲料ノ製造作業ニ従事スルモノ

罐詰、壜詰食料品製造ニ於テ容器ノ洗滌、原料詰メ、加熱殺菌又ハ密封等ノ作業ニ従事スルモノ

煙草ノ製造作業ニ従事スルモノ

製氷又ハ冷凍ノ作業ニ従事スルモノ

飲食料品又ハ嗜好品ノ製造作業ニ従事スルモノニシテ（一五四）乃至（一六三）ニ属セザルモノ

（ワ）　電氣ニ關スル作業者

一六五　通信電路工

一六六　通信電機工

一六七　電力電路工

電氣通信電線路（空中線ヲ含ム）ノ建設、保繕又ハ屋内配線工事ノ作業ニ従事スルモノ

電氣通信用機械器具ノ設備又ハ保繕ノ作業ニ従事スルモノ

電線架設、電路敷設、保線、屋内配線工事又ハ送配電ノ作業ニ従事スルモノ

一六八　電力電機工　電氣機械ノ据付又ハ運轉ノ作業ニ從事スルモノ

一六九　金屬試驗工　（カ）實驗、試驗、檢査作業者

一七〇　實驗工　金屬材料ノ物理的試驗、試驗、檢査作業ニ從事スルモノ

一七一　機械檢査工　物理的又ハ化學的ノ實驗作業ニ從事スルモノ

一七二　レンズ檢査工　陸、舶及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器具、電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ檢査作業ニ從事スルモノ

一七三　試運轉工　レンズ、プリズム、レベル等ノ光學ガラスノ檢査作業ニ從事スルモノ

一七四　分析工　原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運轉作業ニ從事スルモノ

一七五　檢査工　化學分析作業ニ從事スルモノ

一七六　企劃手　各種製品ノ檢査又ハ選別作業ニ從事スルモノニシテ（一六九）乃至（一七四）ニ屬セザルモノ

（ヨ）其ノ他ノ作業者

作業企劃、作業研究又ハ單價若ハ原價ノ計算ノ技術的業務ニ從事スルモノ

一七七　記錄工　庶務、計理、工務、勞務等ニ關スル記錄事務、圖面ノ出納竝ニ整理及保存、タイプライター又ハ印字作業ニ從事スルモノ

一七八　機械運轉工　原動機、機關、ポンプ又ハ機械ノ運轉又ハ保繕ノ作業ニ從事スルモノ

一七九　起重機運轉工　起重機ノ運轉ニ從事スルモノ

一八〇　メッキ工　メッキ、ボシデライト、パーカライヂング、メタニウム又ハセラダイスノ作業ニ從事スルモノ

一八一　塗裝工　塗料ニ依ル塗裝、吹附又ハ燒附ノ作業ニ從事スルモノ

一八二　雜職工　職工ニシテ（一一）乃至（一八一）ニ屬セザルモノ

三　土木建築作業者

一八三　家屋大工　家屋建築ニ於ケル大工作業ニ從事スルモノ

一八四　堂宮大工　堂宮建築ニ於ケル大工作業ニ從事スルモノ

一八五　左官　セメント塗、モルタル塗又ハ漆喰塗等ノ左官作業ニ從事スルモノ

一八六　石工　石工作業ニ從事スルモノ

一八七　雜職　足場架又ハ鐵骨組立其ノ他高所ニ於ケル取附工事等ノ鳶仕事ニ從事スルモノ

一八八	屋根職	屋根職作業ニ從事スルモノ
一八九	築炉工	熔鑛爐、平爐、熔融爐、加熱爐、窯業用窯其ノ他ノ工業用爐窯又ハ汽罐煉瓦積部分ノ築造又ハ修築ノ作業ニ從事スルモノ
一九〇	鐵筋、鐵網工	セメント品製造又ハコンクリート工事ニ於テ鐵筋又ハ鐵網ノ組立作業ニ從事スルモノ
一九一	潜水夫	潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業ニ從事スルモノ
一九二	土木建築作業者	煉瓦積、タイル張ノ作業、セメント品製造又ハコンクリート工事ノ爲木枠ノ組立、コンクリート練リ又ハ注込ミ等ノ作業、潜水補助ノ作業、道路ノ修築工事、アスファルト舗裝作業其ノ他土木建築ノ作業ニ從事スルモノニシテ(一八三)乃至(一九一)ニ屬セザルモノ

三 交通、運輸、運搬作業者

一九三	蒸汽機關車運轉士	蒸汽機關車ノ運轉ニ從事スルモノ(助手ヲ含ム)
一九四	内燃機關車運轉士	内燃機關車(ヂーゼル動車及ガソリン動車ヲ含ム)ノ運轉ニ從事スルモノ(助手ヲ含ム)
一九五	電車運轉士	電車又ハ電氣機關車ノ運轉ニ從事スルモノ
一九六	自動車運轉手	自動車ノ運轉ニ從事スルモノ
一九七	運輸運轉諸手	轉轍手、連結手、轉轍手、踏切警手、制動手、列車手、炭水手、清淨手等列車ノ編成、運轉ノ豫備又ハ保安作業ニ從事スルモノ
一九八	保線夫	線路、建設物ノ保守又ハ施工ノ作業ニ從事スルモノ(線路工夫ヲ含ム)
一九九	航空機整備員	飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬品ノ點檢、分解、調整、補修、手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ
二〇〇	漁船運轉手	發動機ヲ有スル總噸數二十噸以上三十噸未滿ノ漁船ノ操縱又ハ運轉ニ從事スルモノ(船員手帳又ハ海技免狀ヲ有スルモノヲ除ク)
二〇一	船舶諸手	總噸數五噸未滿又ハ積石數五十石未滿ノ船舶(端舟及櫓櫂ヲ以テ運轉スル船ヲ含ミ漁船ヲ除ク)ノ操縱又ハ運轉ニ從事スルモノ
二〇二	沖仲仕	船舶ヨリ又ハ船舶ヘノ貨物ノ積卸作業ニ從事スルモノ
二〇三	荷扱運搬夫	貨物ノ庫出シ、庫入レ、積卸、運搬、配達荷捌キ、檢量、荷造ノ作業ニ從事スルモノ
二〇四	交通運輸運搬作業者	交通、運輸又ハ運搬ノ諸作業ニ從事スルモノニシテ(一九三)乃至(二〇三)ニ屬セザルモノ

通信作業者	
二〇五 有線電信通信士	有線電信ノ發受信操作ニ從事スルモノ
二〇六 無線電信通信士	無線電信ノ發受信操作ニ從事スルモノ
二〇七 遞信集配員 汽罐士、裝蹄師、氣象手	郵便物ノ集配又ハ電報配達ノ業務ニ從事スルモノ
二〇八 汽罐士	汽罐ノ繼焚又ハ取扱ノ作業ニ從事スルモノ
二〇九 裝蹄師	裝蹄ノ作業ニ從事スルモノ
二一〇 氣象手	氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ從事スルモノ

國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件

（昭和十六年六月十四日勅令第七百五號）

第一條 官衙（陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下同ジ）ニシテ從業者ヲ使用スルモノ（以下事業官廳ト稱ス）其ノ使用スル從業者（以下官廳從業者ト稱ス）ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テ國民勞務手帳法施行令（以下施行令ト稱ス）第八條第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ官廳從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以內ニ同條第三項ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨通知スベシ通知ヲ爲シタル後國民勞務手帳ヲ返還シタルトキ又同ジ

第二條 事業官廳施行令第八條第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ官廳從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ三月間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ同條第四項ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ送付スベシ

第三條 官廳從業者タリシ者國民勞務手ノ返還ニ關シ異議アルトキハ其ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以內ニ從前ノ事業官廳ノ所轄官衙（事業官廳ガ陸海軍ノ部隊又ハ學校ナル

場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル官衙トシ其ノ他ノ場合ニ於テ所轄官衙ナキトキハ事業官廳トス）ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

國民勞務手帳法第六條及第七條ノ規定ハ國ノ事業ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第四條 事業官廳ハ官廳從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スルコト能ハザルトキハ事由ヲ具シ施行令第十一條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ送付スベシ

第五條 施行令第十二條第二號又ハ第三條ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ同條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ニ對シ國民勞務手帳ノ送付ヲ求ムルコトヲ得

第六條 地方長官又ハ國民職業指導所長施行令第十三條ノ規定ニ依リ官廳從業者ニ對シ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ズルトキハ事業官廳ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第七條 事業官廳官廳從業者ノ使用ヲ開始シタルトキハ施行令第十四條各號ニ揭グル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ十四日以內ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ同條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨通知スベシ

第八條 事業官廳官廳從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ施行令第十五條ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ガ引續キ他ノ事業官廳ノ官廳從業者タルトキハ當該事業官廳ニ國民勞務手帳ノ保管ヲ移シ官廳從業者タラザルトキハ國民勞務手帳ヲ其ノ者ニ返還スベシ

前項ノ場合ニ於テハ事業官廳ハ官廳從業者ヲ使用セザルニ至リタル日ヨリ十四日以內ニ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨通知スベシ

第九條 事業官廳ハ官廳從業者ニ關シ施行令第二條第一號、第三號乃至第六號、第八號、第九號、第十一號乃至第十三號又ハ第十五號ニ揭グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ同令第十六條第一項ノ規定ニ拘ラズ十四日以內（第十二條ノ規定ニ依ル報告アルモノニ付テハ報告アリタル日タリ十四日以內）ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ通知スベシ

第十條 官廳從業者ニシテ國民職業能力申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タルモノ（同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）同令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ事業官廳ハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ施行令第二十一條ノ規定ニ拘ラズ第二項ノ規定ニ依ル報告アリタル日ヨリ十四日以內ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ通知スベシ

官廳從業者前項ノ場合ニ於テ國民職業能力申告令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ亦同ジ

該當セザルニ至リタルトキハ直ニ事業官廳ニ其ノ旨報告スベシ

第十一條 事業官廳ハ官廳從業者死亡シタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ十四日以內ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ施行令第二十二條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ通知スベシ

第十二條 官廳從業者ハ施行令第二條第一號、第三號乃至第六號、第十二號、第十三號又ハ第十五號ニ揭グル事項ニ變更アリタルトキハ直ニ事業官廳ニ其ノ旨報告スベシ

第十三條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國民勞務手帳法第十六條第一項ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ニ對シ官廳從業者ニ關シ通知ヲ求ムルコトヲ得

厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長國民勞務手帳法第十六條第一項ノ規定ニ依リ官廳從業者ニ對シ出頭ヲ求メ又ハ其ノ者ヨリ報告ヲ徵スルトキハ事業官廳ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第十四條 國民勞務手帳法第十六條第二項及第三項ノ規定ハ國ノ事業ニ關シテハ之ヲ適用セズ

附 則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ國民勞務手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍內ニ於テハ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年九月三十日迄ニ官廳從業者タルニ至リタル者ニシテ引續キ同年十月一日以後官廳從業者タラントスルモノハ施行令附則第二項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ事業官廳ヲ經由シ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ

前項ノ申請ニ基キ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ昭和十六年九月三十日迄ニ施行令第二條第一號、第三號乃至第九號又ハ第十一號乃至第十三號ニ揭グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ同年十月十四日迄ニ事業官廳ヲ經由シテ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ前項ノ申請ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スベシ但シ國民職業能力申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タル者（同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付當該變更ニ關シ同令第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依ル申告アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

國民勞務手帳審査會官制

（昭和十六年六月十四日勅令第七百六號）

第一條 國民勞務手帳審査會ハ厚生大臣ノ監督ニ屬シ國民勞務手帳法第七條第二項ノ規定ニ依ル地方長官ノ諮問ニ應ジテ國民勞務手帳ノ返還ニ關スル事項ヲ審査ス

第二條 國民勞務手帳審査會ハ道府縣每ニ之ヲ置キ道府縣ノ名ヲ冠ス

第三條 國民勞務手帳審査會ハ會長一人及委員九人以內ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條　會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ
委員ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ厚生大臣之ヲ命ズ
學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル委員ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第五條　會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル
會長事故アルトキハ地方長官ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條　國民勞務手帳審査會ニ幹事及書記ヲ置ク關係各廳ノ官吏中ヨリ地方長官之ヲ命ズ
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第七條　國民職業指導所長其ノ他ノ關係アル官吏又ハ待遇官吏ハ國民勞務手帳審査會ノ請求ニ依リ
又ハ其ノ承認ヲ受ケ會議ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第八條　國民勞務手帳法第七條ノ規定ニ依ル申立人又ハ關係人ハ國民勞務手帳審査會ノ請求ニ依リ
又ハ其ノ承認ヲ受ケ事件ニ關スル說明ヲ爲スコトヲ得

附　則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）

國民職業能力申告令

（昭和十四年一月七日勅令第五號
改正昭和十五年十月十九日勅令第六七三號
改正昭和十六年六月十八日勅令第七〇九號）

第一條　國家總動員法第二十一條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告及其ノ職業能力ニ關スル檢査ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　職業能力ニ關スル事項ノ申告（以下申告ト稱ス）ハ本令施行地內ニ居住スル年齡十六年以上五十年未滿ノ帝國臣民タル男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ（以下要申告者ト稱ス）ニ付之ヲ爲サシムルモノトス

一　本令施行地內ニ於テ引續キ三月以上厚生大臣ノ指定スル職業ニ從事スル者
二　引續キ一年以上前號ノ職業ニ從事シテ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル者
三　厚生大臣ノ指定スル大學、專門學校、實業學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者
四　厚生大臣ノ指定スル技能者養成施設ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタル者

五　厚生大臣ノ指定スル檢定若ハ試驗ニ合格シタル者又ハ厚生大臣ノ指定スル免許ヲ受ケタル者

六　其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第三條　要申告者及前條第一號ノ職業ニ從事スル要申告者ヲ使用スル者（以下使用者ト稱ス）ハ要申告者ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告義務者（以下申告義務者ト稱ス）トス但要申告者ヲ臨時ニ使用スル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　帝國臣民要申告者（第十一條ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク）タルニ至リタルトキ又ハ第十一條ノ規定ニ該當スル要申告者ニシテ申告シ居ラザルモノ同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ申告義務者ハ當該事實ノ生ジタル十四日以內ニ左ニ揭グル事項（就業ノ場所一定セザル者ニ付テハ第八號ニ揭グル事項ヲ除ク）ヲ要申告者ガ職業ニ從事スル者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル職業紹介所長ニ、其ノ他ノ者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ居住地ヲ管轄スル職業紹介所長ニ申告スベシ申告ヲ爲シタル後ニ於テ要申告者ガ內地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ居住ノ場所ヲ移シタル場合ニ於テ其ノ地域ニ於テ仍要申告者タルトキ亦同ジ

一　氏名

二　出生ノ年月日

三　本籍

四　居住ノ場所

五　兵役關係

六　學歷

七　職業ニ從事スル者ニ在リテハ其ノ職業名

八　就業ノ場所（二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所）

九　第二條第一號ノ職業ニ從事シ又ハ從事シタル者ニ在リテハ其ノ職業ノ經歷及技能程度

十　第二條第四號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ修了シタル課程ニ關スル事項

十一　第二條第五號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ受ケタル試驗、檢定又ハ免許ニ關スル事項

十二　給料又ハ賃金ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ額

十三　其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

申告義務者前項ノ申告ヲ爲シタル後ニ於テ同項第一號又ハ第三號乃至第十一號ニ揭グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ十四日以內ニ前項ノ職業紹介所長ニ其ノ旨申告スベシ

第五條　厚生大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依ル申告ノ外全部又ハ一部ノ要申告者ニ關シ前條第一項各號ニ揭グル事項ノ全部又ハ一部ニ付申告ヲ命ズルコトヲ得

第六條　申告シ居ル要申告者左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ申告義務者ハ十四日以内ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル職業紹介所長ニ申告スベシ

一　要申告者タラザルニ至リタルトキ（第四條第一項後段ノ場合ヲ含マズ）

二　第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ

第七條　同一ノ要申告者ニ付其ノ者及其ノ使用者共ニ申告義務者タル場合ニ於ケル申告ハ申告義務者共同シテ之ヲ爲スベシ

前項第二號ノ規定ニ依ル申告ヲ爲シタル後ニ於テ要申告者第十一條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ申告義務者ハ十四日以内ニ第四條ノ職業紹介所長ニ其ノ旨申告スベシ

第八條　地方長官又ハ職業紹介所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ要申告者ニ就キ技能其ノ他ノ職業能力ニ關シ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

第九條　地方長官又ハ職業紹介所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ申告又ハ檢査ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

地方長官又ハ職業紹介所長ハ本令ノ申告又ハ檢査ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ

携帶セシムベシ

第十條　厚生大臣必要アリト認ムル場合ニ於テハ他ノ大臣ニ囑託シテ其ノ所轄スル官衙ノ長ヲシテ前二條ノ規定ニ準ジ檢査ニ關スル職權ヲ行ハシムルコトヲ得

第十一條　本令ハ第六條第二號ノ規定ニ依ル申告ニ關スル規定ヲ除クノ外陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（歸休下士官兵ヲ除ク）及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定（志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム）ニ依リ召集中ノモノ、兵籍ニ編入セラレタル陸海軍學生生徒（海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム）、陸海軍軍屬、國家總動員法第四條ノ規定ニ依リ徵用中ノ者、醫療關係者職業能力申告令ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スベキ者、獸醫師法ニ依リ農林大臣ノ免許ヲ受ケタル獸醫師（朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ免許ヲ受ケタル獸醫師、臺灣ニ在リテハ臺灣總督ノ免許證ヲ受ケタル獸醫、樺太ニ在リテハ樺太廳長官ノ假免狀ヲ受ケタル獸醫、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官ノ指定スル者ヲ含ム）竝ニ船員法ノ船員及朝鮮船員令ノ船員ニ關スル申告及職業能力ノ檢査ニハ之ヲ適用セズ

第十二條　要申告者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ申告期限ヲ延長スルコトヲ得

一　陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ（前條ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク）

二　外國旅行中ノ者
三　其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

第十三條　二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ、就業ノ場所一定セザル者及船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニアル者ニ付テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

第十四條　要申告者ニシテ厚生大臣ノ規定スル官廳ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノニ關スル申告及職業能力ノ檢査ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十五條　第二條第六號ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル者ニ關スル申告ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得
厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ前項ノ申告ニ關シ必要ナル事務ヲ補助セシムルコトヲ得

第十六條　要申告者（第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付國民勞務手帳法施行令第一條、同令附則第二項又ハ昭和十六年勅令第七百五號附則第二項ノ規定ニ依ル申請アリタルトキハ第四條第一項ノ規定ニ依ル申告アリタルモノト看做シ國民勞務手帳法施行令第十四條、第十六條、第二十條又ハ第二十一條第一項ノ規定ニ依ル報告アリタルトキハ第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依ル申告アリタルモノト看做ス

第十七條　本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ職業紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トス

第十八條　本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ於ケル施行期日ハ勅令ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

國民職業能力申告令施行規則

（昭和十四年一月十八日厚生省令第一號
改正昭和十五年十月十九日厚生省令第四二號
改正昭和十六年六月十八日厚生省令第二五號）

第一條　國民職業能力申告令（以下令ト稱ス）第二條第一號ノ職業ニ從事スル要申告者ヲ臨時ニ使

用スル者ニシテ左ニ掲グルモノハ令第三條但書ノ規定ニ依リ申告義務者タラザルモノトス但シ要申告者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ使用スルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　三十日以内ノ期間ヲ定メテ要申告者ヲ使用スル者

二　使用期間ノ定ナク要申告者ヲ勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用スル者

三　要申告者ヲ日日雇入レ使用スル者

第二條　要申告者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付爲スベキ申告ハ其ノ者ガ左ノ各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

一　令第十二條第一號及第二號ニ該當スル者

二　朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島又ハ關東州ニ旅行中ノ者

三　法令ニ因リ拘禁中ノ者

四　疾病、傷痍其ノ他ノ事由ニ依リ申告ヲ爲スコト能ハザルノ狀況ニ在ル者

第三條　令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告ハ別表様式第一號ニ依リ（技能程度ハ別表技能程度申告標準ニ從ヒ）之ヲ爲スベシ

職業能力申告票用紙ハ申告義務者ノ申請ニ依リ又ハ申請ニ依ラズシテ職業紹介所長之ヲ交付ス

令第四條第二項及令第六條ノ規定ニ依ル申告ハ第七條ノ職業能力申告手帳ニ依リ之ヲ爲スベシ

第四條　令第三條ノ使用者其ノ使用スル要申告者（以下被用者ト稱ス）ノ使用ヲ罷メタルトキハ十四日以内ニ別表様式第二號ニ依リ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル職業紹介所長ニ報告スベシ

被用者ニ付國民勞務手帳法施行令第十五條ノ規定ニ依ル報告アリタルトキハ前項ノ規定ニ依ル報告アリタルモノト看做ス

第五條　要申告者死亡シタルトキハ死亡ノ際其ノ者ガ被用者タリシ場合ニ在リテハ之ヲ使用シタル使用者、被用者タラザリシ場合ニ在リテハ其ノ者ト同居ノ戸主又ハ家族ノ關係ニ在リタル者十四日以内ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル職業紹介所長ニ報告スベシ

要申告者ニ付國民勞務手帳法施行令第二十二條ノ規定ニ依ル報告アリタルモノト看做ス

第六條　第三條第三項ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七條　職業紹介所長令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告ニ基キ職業能力ニ關スル事項ノ登錄ヲ爲シタルトキハ別表様式第三號ノ職業能力申告手帳ヲ申告義務者ニ交付スベシ

第八條　職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケタル者職業能力申告手帳毀損シ、亡失シ又ハ餘白ナキニ至リタルトキハ事由ヲ具シ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ再交付ヲ申請スベシ

職業能力申告手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ガ被用者ナルトキハ前項ノ申請ハ使用者ヲ經由シテ

之ヲ爲スベシ

職業能力申告手帳毀損シ又ハ餘白ナキニ至リタルニ因リ職業能力申告手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ其ノ職業能力申告手帳ヲ添附スベシ

職業能力申告手帳亡失シタルニ因リ職業能力申告手帳ノ再交付ヲ受ケタル者再交付ヲ受ケタル後元ノ職業能力申告手帳ヲ發見シタルトキハ遲滯ナク再交付ヲ受ケタル國民職業指導所長ニ之ヲ返納スベシ

第九條 令第八條ノ檢査ハ被檢査者ヲシテ試問ニ答ヘシメ若ハ作業ヲ爲サシメ又ハ健康診斷ヲ爲シテ之ヲ行フモノトス

地方長官又ハ職業紹介所長前項ノ檢査ノ爲必要アリト認ムルトキハ被檢査者ニ對シ期日及場所ヲ指定シテ出頭ヲ命ズルコトヲ得

第十條 地方長官又ハ職業紹介所長必要アリト認ムルトキハ職業能力ニ關スル申告又ハ檢査ニ付報告ヲ徵スルコトヲ得

第十一條 當該官吏令第九條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表樣式第四號ノ證票ヲ携帶スベシ

第十二條 要申告者ガ國民勞務手帳法ノ規定ニ基キ交付ヲ受ケタル國民勞務手帳ハ之ヲ第七條ノ規定ニ依ル職業能力申告手帳ト看做ス

附　則

本分中第十二條ノ規定ハ昭和十六年七月二十一日ヨリ、其ノ他ノ規定ハ同年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民勞務手帳法解説中の疑義解釋例

(註1) 施行規則第一條「帝國臣民ニ非ザル者」の解釋

施行規則第一條第一項の規定に依ると、國民勞務手帳法の適用を受ける別表掲載の技術者及勞務者（第一三九頁乃至一六二頁參照）に該當する者であつても、その者が帝國臣民でない限り本法の適用を受けないことになつてゐるが、この「帝國臣民ニ非ザル者」について疑問が生じることは、本法に謂ふ帝國臣民とは內地人のみを意味し、半島人及び臺灣人は除外されるかどうかといふ點である。

すなはち、現在內地に居住し本法の適用を受ける工場、事業場に從事してゐる半島人は相當多數に上つて居るので、これらの半島人勞務者を帝國臣民に非ざる者とし

て本法の適用より除外するときは、鑛山勞働力の確保に重大なる支障を來すことは自明の理である。故に本法に於ては內地に居住する半島人及び臺灣人は總て帝國臣民として、これらの半島人及び臺灣人が內地に於て本法の適用を受ける工場、事業場に別表掲載の技術者及勞務者として現に使用せられてをり、又使用せられんとする場合は、內地人同樣本法にもとづく國民勞務手帳を受有せしめることゝしてゐるのである。

從つて半島人と雖も內地（朝鮮、臺灣、樺太等の外地を除く）に居住してゐる限り、本法に謂ふ從業者となり得るのである。

（註2）施行規則第一條「試ニ使用セラルル者」及「勞務供給契約ニ基キ使用セラルル者」の解釋

施行規則第一條第一項に於ては、試に使用せられる者は「別表ニ掲グル技術者及勞務者ト雖モ……之ヲ除ク」と規定し、本法の適用から一應これを除外してゐるが、

こゝに謂ふ試の使用とは工場法の場合と同一であつて、この期間中は本法に謂ふ「從業者」には該當しない（手帳を受有してゐない素人に限る）のである。しかしながら三十日の期間を超へて引つゞき本法の適用を受ける工場、事業場に使用せられんとするときは、三十一日目より本法に謂ふ從業者となるのであるから、使用者と從業者共同で國民勞務手帳の交付を申請し、從業者はその手帳を使用者に提出しない限り引つゞき使用されることは許されないことになるのである。

要するに別表の勞務者に該當する者であつても手帳を受有してゐる從業者でない限り、三十日の試傭期間中は勞務手帳を提出しなくても使用することが出來るが、三十日の試傭期間を超へ——試傭期間の更新は認められない——て引つゞき使用せられんとする場合は、勞務手帳の提出を絶對に必要とするのである。

なほ、勞務供給契約にもとづいて使用される勞務者も、使用開始後三十日間は勞務手帳を提出しなくても使用することが出來るが、三十日を超へて引つゞき使用せんとする場合は使用者、從業者共同で勞務手帳の交付を申請し、その勞務手帳を使用

者に於て保管しなければならぬのである（尤もこれは右の供給人夫が別表に掲げられてゐる勞務者に該當し、その勞務者を使用する工場、事業場が本法の適用を受ける工場、事業場である場合に限るのである）。しかして此の場合注意を要することは、當該從業者と共同で勞務手帳の交付を申請しなければならぬ使用者は、當該從業者と雇傭契約のある勞務供給業者に非ずして、直接その者を使用する工場主又は事業場の管理人であるといふことである。

（註3）本法の適用を除外される工場事業場

つぎに、別表に掲げられてゐる技術者及勞務者に該當する者であつても、工場法施行令第一條各號に掲げる工場にして工場法の適用なき工場に使用せられてゐる者は本法の適用を受けない（施行規則第三號）。

工場法施行令第一條の内容は次の通りである。

工場法施行令第一條　左ニ掲クル事業ノミヲ營ム工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス但シ内務大臣ノ定ムル原動機ヲ用フルモノハ此ノ限ニ在ラス

一、寒天、凍蒟蒻、凍豆腐、麺類又ハ麩ノ製造
二、行李、簾、籠、和傘其ノ他ノ杞柳、籐、竹、竹ノ皮、經木、蓑、莚又ハ藁ノ手工品ノ製造
三、經木眞田又ハ麥稈眞田ノ編製
四、「アリン」、「パナマ」又ハ之ニ類スルモノヲ以テスル帽子其ノ他ノモノノ編製
五、扇子、團扇、和傘又ハ提燈ノ製造
六、紙、絲、綿又ハ布帛ヲ主タル材料トスル玩具又ハ造花ノ製造
七、形紙、紙函、元結又ハ水引ノ製造
八、手工ニ依ル被服、足袋其ノ他ノ布帛類ノ裁縫
九、手工ニ依ル組紐ノ編製
一〇、刺繍、「レース」、「パテンレース」又ハ「ドローンウオーク」ノ業

しかして工場法施行令第一條第一項但書の内務大臣の定むる原動機を用ふるものとは、同法施行規則第一條に規定する蒸汽タービン、瓦斯機關、石油機關、タービン水車、ペルトン水車、及び電動機等を使用する工場が之に當るのである。